

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行後」

（権限）

第十五条 次章及び第四章に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び資金計画
- 四 決算
- 五 その他委員会が特に必要と認める事項

（業務の範囲）

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次章第二節の規定による保険料の収納
- 二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
- 三 次章第四節の規定による資金援助及び損失の補てん
- 四 第四章の規定による預金等債権の買取り
- 五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章及び第五章の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（資金援助の申込み）

第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻<sup>たん</sup>金融機関でない者（以下「救済金融機関」という。）又は合併等を行う銀行持株会社等（以下「救済銀行持株会社等」という。）は、機構が、合併等を援助するため、金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2、6（略）

（株主総会等の承認）

第七十四条（略）

2、10（略）

11 緊急性の認定に係る金融機関又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等は、第一項に規定する期限（当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限）までに、第一項の承認の決議を得られなかったときは、直ちに、その旨を金融再生委員会に報告し、かつ、機構に通知しなければならない。

12（略）

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
- 二 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第四十条第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。
- 五 第四十一条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。
- 六 第四十三条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
- 七 第四十五条第二項の規定による金融再生委員会及び大蔵大臣の命令に違反したとき。
- 八 第五十五条第三項及び第四項、第五十九条第六項、第六十条第三項、第六十一条第七項（第六十二条第四項において準用する場合を含む。）、第六十六条第四項又は第七十四条第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

#### 附則

##### （協定銀行に係る業務の特例）

- 第七条 機構は、破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関又は特別資産譲受人等から買い取つた資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行（第二条第一項第一号に掲げる銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。）と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。
- 一 協定を締結した銀行（以下「協定銀行」という。）に対し、協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。
  - 二 協定銀行に対し、附則第十条の二の規定による損失の補てん若しくは附則第十一条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定銀行が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行うこと。
  - 二の二 次条第一項第二号の二の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。
  - 三 協定銀行による整理回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。
  - 四 第一号、第二号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。
  - 五 （略）
  - 六 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせるため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行うこと。
  - 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構の理事長は、前項に規定する業務を行う職員として、金融取引、不動産取引、民事手続等に関する法令及び実務に精通している者を任命するとともに、当該業務を効果的に実施するために必要な体制の整備を図るものとする。
- （協定）

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に破綻金融機関との合併又はその営業の全部若しくは一部の譲受けについて第六十二条第一項の規定による金融再生委員会のおつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該合併又は営業の全部若しくは一部の譲受け（以下「営業の譲受け等」という。）を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該おつせんに係る破綻金融機関と合併し、又はその営業の全部若しくは一部を譲り受けて、当該破綻金融機関の営業に係る整理回収業務を行うこと。

二（略）

二の二 協定銀行は、毎事業年度、イ及びロに掲げる金額の当該事業年度の合計額から八に掲げる金額の当該事業年度の合計額を控除してなお残額があるときは、当該残額に相当する金額を、当該金額及びこの号の規定により既に納付した金額の合計額が第一号の規定による資金援助又は附則第十条の二の規定による損失の補てんを受けた額のうち当該資金援助又は当該損失の補てんのための附則第十九条の三第一項の規定による特例業務基金の使用に係る金額の合計額に達するまでを限り、当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付すること。

イ 譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行ったことその他の政令で定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額として政令で定める金額

ロ 譲受債権等のそれぞれにつき八に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収を行ったことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときは、当該減少をした損失の金額として政令で定める金額

ハ 譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行ったことその他の政令で定める事由により損失が生じたときは、当該損失の金額として政令で定める金額

三 協定銀行は、第二号の規定による資産の買取りに関する契約又は附則第十一条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

四 協定銀行は、第一号の規定による営業の譲受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行ったときは、速やかに、当該営業の譲受け等又は資産の買取りに係る整理回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

五 協定銀行は、前号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

六 協定銀行は、銀行法第十九条第一項又は第二項の規定により中間業務報告書及び業務報告書を金融再生委員会に提出するときは、併せて、これらを機構に提出すること。

七 協定銀行は、譲受債権等に係る債権についてその債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあると認めるとき、その他その債務者の財産の実態を説明することが困難であると認めるときは、速やかに機構に報告すること。

八 協定銀行は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構の求めに応じ、その取立てを機構に委託すること。

八の二 協定銀行は、前項に定めるものを除くほか、譲受債権等に係る債権の取立てを、あらかじめ機構の承認を受けて特定住宅金

融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号。以下「特定住専債権等処理法」という。）  
第三条第一項第二号に規定する債権処理会社（次条において、「債権処理会社」という。）に委託する場合を除き、弁護士以外の者に委託してはならないこと。

九 協定銀行は、第七号に定めるもののほか、協定の定めによる整理回収業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

十 協定銀行は、その役職員が協定の定めによる整理回収業務に係る職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

2 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

3 金融再生委員会及び大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする銀行が協定の定めによる整理回収業務を適切に行い得るものであると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

（出資）

第九条 機構は、附則第七条第一項第一号の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

（資産の買取りの委託等）

第十条 （略）

2 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補てんその他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

3 機構は、協定銀行との間で第一項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を金融再生委員会及び大蔵大臣に報告しなければならない。

4 （略）

（資金の貸付け及び債務の保証）

第十一条 （略）

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を金融再生委員会及び大蔵大臣に報告しなければならない。

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一・二 （略）

三 附則第七条第一項に規定する業務  
三の二、五（略）

2（略）  
（政府からの国債の交付）

第十九条の四 政府は、特例業務基金に充てるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、七兆円を限り、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。

3、5（略）

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）「中央省庁等改革関係法施行法の施行後（平成十三年一月六日）」

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一・二（略）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六、八（略）

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一・二（略）

三 銀行法第二条第四項に規定する掛金

四 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

五（略）

3・4（略）

5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社

二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第五十二条の二第一項の認可を受けた会社

三 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社（長期信用銀行法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて

同法第十六条の二第一項の認可を受けた会社

五 (略)

6 13 (略)

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次章第二節の規定による保険料の収納

二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払

三 (略)

四 第四章の規定による預金等債権の買取り

五 10 (略)

(余裕金の運用)

第四十三条 機構は、次の方法によるほか、第四十条の二第一号に掲げる業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有

二 内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関等への預金

三 その他内閣府令・財務省令で定める方法

(保険関係)

第四十九条 (略)

2 前項の保険関係においては、預金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 金融機関の預金等の払戻しの停止(以下「第一種保険事故」という。)

二 (略)

(保険料の納付)

第五十条 金融機関は、営業年度(信用金庫等にあつては、事業年度。以下同じ。)ごとに、当該営業年度の開始後三月以内に、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、当該営業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料を免除することができる。

一 保険事故が発生したとき。当該保険事故に係る金融機関

二 第六十五条に規定する適格性の認定等が行われたとき。当該適格性の認定等に係る破綻<sup>たん</sup>金融機関

三 15 (略)

(延滞金)

第五十二条 金融機関は、保険料をその納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の保険料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(保険金等の支払)

第五十三条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。ただし、第一種保険事故については、機構が第五十六条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をすることを要件とする。

2・3 (略)

4 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、政令で定める金額の範囲内で政令で定めるところにより、仮払金の支払をすることができる。

5 (略)

(保険事故の通知)

第五十五条 金融機関は、当該金融機関に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

2・4 (略)

(支払の公告等)

第五十七条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所、支払方法その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をしたとき。

二・三 (略)

2・5 (略)

(資金援助の申込み)

第五十九条 (略)

一・七 (略)

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併

二 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

三・三の二 (略)

四 破綻金融機関の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する

ために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行つもの

3 第一項に規定する資金援助のうち前項第一号に掲げる合併を援助するために行うものは、救済金融機関又は当該合併により設立される金融機関に対して行うものとし、当該合併を行う金融機関のうち二以上の救済金融機関がある場合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の救済金融機関の連名で行うものとする。

4 7 (略)

(適格性の認定)

第六十一条 (略)

2 前項の認定の申請は、同項の破綻金融機関及び救済金融機関又は破綻金融機関及び救済銀行持株会社等の連名で行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該合併等が行われることが、預金者等及びその他の債権者の保護に資すること。

二 機構による資金援助が行われることが、当該合併等を行うために不可欠であること。

三 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該破綻金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

4 内閣総理大臣は、労働金庫又は労働金庫連合会に対し第一項の認定を行うときは、厚生労働大臣の同意を得なければならない。

5 (略)

6 内閣総理大臣は、第一項の認定を行ったときは、その旨を機構に通知しなければならない。

7 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

8 (略)

(合併等のあつせん)

第六十二条 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項から第七項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

(資金援助)

第六十四条 (略)

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に留意しなければならない。

3・4 (略)



(株主総会等の決議の報告等)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

(預金等債権の買取り)

第七十条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する概算払額は、機構が預金者等から買い取る預金等債権の額から、保険事故が発生した日から当該買取りの日までの期間に対応する利息、収益の分配その他これらに準ずるもので政令で定めるものの額を控除した額に、次条第一項の規定により機構が定める率(以下「概算払率」という。 )を乗じて計算した金額とする。

4 第五十三条第三項の規定は、第二項の規定による買取りに係る概算払額に相当する金額の支払(以下「概算払額の支払」という。 )について準用する。

5 機構は、預金者等が第二項の買取期間内に同項の請求をしなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該買取期間経過後であっても、当該預金者等の預金等債権の買取りをすることができる。

(概算払率)

第七十一条 (略)

2 委員会は、前項の概算払率に係る議決を行う場合には、前条第一項の決定に係る金融機関の財務の状況に照らし、当該金融機関について破産手続が行われたならば当該金融機関に係る預金等債権について弁済を受けることができるの見込まれる額を考慮し、機構の資産の効率的な利用に留意しなければならない。

3 (略)

(買取りの公告等)

七十二條 (略)

2・4 (略)

5 第五十六条第四項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合、第二項の規定により買取期間を変更した場合及び前項に規定する事項を定めた場合について準用する。

附則

(協定銀行に係る業務の特例)

第七条 機構は、破綻金融機関等(破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。 )との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた営業若しくは引き受けた預金等に係る債務の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取つた資産の管理及び処分を行うこと(以下「整理回収業務」という。 )を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定(以下「協定」という。 )を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

- 一 協定を締結した銀行（以下「協定銀行」という。）に対し、協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。
- 二 協定銀行に対し、附則第十条の二の規定による損失の補てん若しくは附則第十一条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定銀行が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行うこと。
- 二の二 次条第一項第二号の二の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。
- 三 協定銀行による整理回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。
- 四 第一号、第二号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。
- 五（略）
- 六 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせるため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行うこと。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## 2（略）

### （協定）

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 協定銀行は、営業の譲受け等について第六十二条第一項、第一百一条第七項又は第一百八条第三項の規定による内閣総理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該営業の譲受け等を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該あつせんに係る破綻金融機関等と合併し、その営業を譲り受け、又は預金等に係る債務を引き受けて、当該破綻金融機関等の営業又は預金等に係る債務に係る整理回収業務を行うこと。
- 二（略）
- 二の二 協定銀行は、毎事業年度、協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。
- 三 協定銀行は、第二号の規定による資産の買取りに関する契約又は附則第十一条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。
- 四 協定銀行は、第一号の規定による営業の譲受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行ったときは、速やかに、当該営業の譲受け等又は資産の買取りに係る整理回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。
- 五 協定銀行は、前号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。
- 六 協定銀行は、銀行法第十九条第一項又は第二項の規定により中間業務報告書及び業務報告書を内閣総理大臣に提出するときは、併せて、これらを機構に提出すること。
- 七 協定銀行は、譲受債権等に係る債権についてその債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあると認めるとき、その他その債務

者の財産の実態を解明することが困難であると認めるときは、速やかに機構に報告すること。

八 協定銀行は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構の求めに応じ、その取立てを機構に委託すること。

九 協定銀行は、第七号に定めるもののほか、協定の定めによる整理回収業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

十 協定銀行は、その役職員が協定の定めによる整理回収業務に係る職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

2 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする銀行が協定の定めによる整理回収業務を適切に行い得るものであると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

(出資)

第九条 機構は、附則第七条第一項第一号の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

(資産の買取りの委託等)

第十条 (略)

2 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補てんその他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

3 機構は、協定銀行との間で第一項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

4・5 (略)

(資金の貸付け及び債務の保証)

第十一条 (略)

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(資金援助の特例)

第十六条 (略)

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等が行われなければ信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために当該合併等を行う必要

がある旨の認定を行い、その旨を機構に通知しなければならない。

3 第六十一条第四項の規定は、内閣総理大臣及び財務大臣が前項の認定を行う場合について準用する。

4 内閣総理大臣及び財務大臣は、第二項の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、日本銀行に対し意見を求めることができる。

5 第六十四条第二項の規定は、第二項の認定を受けた合併等に係る資金援助（以下「特別資金援助」という。）について同条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、特別資金援助が合併等に係る破綻金融機関の財務の状況に照らし当該合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該特別資金援助を行う旨の決議をすることができる。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）（抄）

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行後」

（株式等の引受け等の承認等）

第四条（略）

2（略）

3 機構は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに、同項に規定する金融再生委員会の承認を求めなければならない。

4～6（略）

（経営の健全化のための計画）

第五条 前条第二項の規定による申請を行った発行金融機関等は、金融再生委員会に対し、次に掲げる方策（第八条に規定する金融機関及び銀行持株会社等、第八条の二第一項に規定する救済特定協同組織金融機関並びに同条第二項に規定する救済連合会については、第三号に掲げる方策を除く。）を定めた経営の健全化のための計画を、機構を通じて、提出しなければならない。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制の確立のための方策

三 配当等により利益の流出が行われないための方策

四 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

五 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

六 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

2～4（略）

（議決権のある株式の引受け以外の株式等の引受け等の要件）

第七条 金融再生委員会は、第四条第二項の規定による発行金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。）からの申請が株式等の引受け等（発行の時にいて議決権のある株式の引受けを除く。）に係るものであるときは、次に掲げる要件のすべて

てに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができ。

一 協定銀行による株式等の引受け等によりその資本の増強が図られなければ、当該発行金融機関等が内外の金融市場において十分な信認を得られず円滑な資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、当該発行金融機関等の業務又は我が国における金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

二 当該発行金融機関等がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式等の引受け等に係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

三 第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、発行金融機関等の自己資本の充実の状況に係る区分その他の要素を勘案して金融再生委員会が定めて公表する次に掲げる方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

ニ 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

四 当該発行金融機関等が特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当するときは、当該発行金融機関等の存続が地域経済にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

五 当該発行金融機関等が健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するときは、次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 当該発行金融機関等が、経営の状況が悪化している金融機関等との合併、経営の状況が悪化している金融機関等からの営業若しくは事業の譲受け又は経営の状況が悪化している金融機関等の株式の取得（当該金融機関等を子会社とするものに限る。）を行うものであって、当該合併、営業若しくは事業の譲受け又は株式の取得の円滑な実施のため、協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合

ロ 急激かつ大幅な信用供与の収縮が相次いで生じており、又は相次いで生ずるおそれがある状況であり、かつ、これらの状況を改善し、又は回避するために協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合その他特にやむを得ない事由がある場合

2

前項第三号に規定する基準は、次に掲げる内容を含むものでなければならぬ。

一 健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

イ 役員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。

ロ 利益の流出を抑制すること。

二 過少資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

イ 職員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。

ロ 役員数の削減等の経営体制の刷新を行うこと。

- 八 配当及び役員に対する賞与の支給等を抑制すること。
  - 二 株式等の引受け等により既に発行されている株式に係る株主を不当に利することとなる場合においては、資本の減少等により株式の一株当たりの価値の適正化を行うこと。
    - ホ 早期是正措置を確実に履行すること。
  - 三 著しい過少資本の状況にある旨の区分又は特に著しい過少資本の状況にある旨の区分のいずれかに該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。
    - イ 代表権のある役員の退任、給与体系の見直し並びに役員数及び支店等の削減、海外営業拠点の廃止等による組織及び業務の見直しを原則としてすべて実行すること等により経営の抜本的な改革を行うこと。
    - ロ 配当及び役員に対する賞与の支給等を停止すること。
    - ハ 発行金融機関等の役員等の職務上の責任を明確にするための措置を効果的に遂行するために必要な体制の整備を行うこと。
    - ニ 株式等の引受け等により既に発行されている株式に係る株主を不当に利することとなる場合においては、資本の減少等により株式の一株当たりの価値の適正化を行うこと。
    - ホ 早期是正措置を確実に履行すること。
- (合併等を行う金融機関及び銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の要件)
- 第八条 金融再生委員会は、合併等（預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等又はこれに準ずるものとして金融再生委員会規則で定める金融機関との合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲受け若しくは金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けをいう。第一号及び第三号において同じ。）を行う金融機関又は銀行持株会社等からの第四条第二項の規定による株式等の引受け等に係る申請（発行の時に於いて議決権のある株式の引受けに係る申請を除く。）については、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。
- 一 当該合併等により当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本の充実の状況が悪化したこと。
  - 二 協定銀行による株式等の引受け等により当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の資本の増強が図られなければ、信用秩序の維持又は経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。
  - 三 協定銀行による株式等の引受け等が、当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本の充実の状況等財務内容等に照らし合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないものとして金融再生委員会が定めて公表する基準に適合するものであること。

#### 四 (略)

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）（抄）

「中央省庁等改革関係法施行法の施行後（平成十三年一月六日）」

(定義)

## 第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「自己資本の充実の状況に係る区分」とは、銀行法第十四条の二その他これに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して内閣府令で定める次に掲げる区分をいう。

一 健全な自己資本の状況にある旨の区分

二 過少資本の状況にある旨の区分

三 著しい過少資本の状況にある旨の区分

四 特に著しい過少資本の状況にある旨の区分

4、9 (略)

(合併等を行う金融機関及び銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の要件)

第八条 内閣総理大臣は、合併等(預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める金融機関との合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲受け若しくは金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けをいう。第一号及び第三号において同じ。)を行う金融機関又は銀行持株会社等からの第四条第二項の規定による株式等の引受けに係る申請(発行の時に於いて議決権のある株式の引受けに係る申請を除く。)については、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 当該合併等により当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本の充実の状況が悪化したこと。  
二 協定銀行による株式等の引受け等により当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の資本の増強が図られなければ、信用秩序の維持又は経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

三 協定銀行による株式等の引受け等が、当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本の充実の状況等財務内容等に照らし合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないものとして内閣総理大臣が定めて公表する基準に適合するものであること。

四 (略)

(権限の委任)

第二十一条 内閣総理大臣は、第三条第二項及び第三項並びに前条の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)(抄)

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行後」

(剰余金の配当)

第五条の六 信用協同組合等の剰余金の配当は、中小企業等協同組合法第五十九条第一項の規定にかかわらず、事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

- 一 出資の総額
- 二 中小企業等協同組合法第五十八条第一項の準備金の額
- 三 (略)
- 四 第六条の二第三項において準用する商法第二百八十六条ノ二及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が前二号の準備金の合計額を超えるときはその超過額
- 五 (略)

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）

「中央省庁等改革関係法施行法の施行後（平成十三年一月六日）」

（信用協同組合等の子会社の定義）

第四条 次条から第四条の五まで、第五条の三、第五条の五第五項及び第十二条第一項において「子会社」とは、信用協同組合等がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する会社をいう。この場合において、信用協同組合等及びその若しくは二以上の子会社又は当該信用協同組合等の若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該信用協同組合等の子会社とみなす。

2 (略)

（銀行法の準用）

第六条 銀行法第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十八条（利益準備金の積立て）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七条の四（財務大臣への資料提出等）の規定は信用協同組合等について準用する。

2 (略)

（財務大臣への協議）

第六条の三 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあるとき、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 中小企業等協同組合法第百六条第四項の規定による解散の命令

二 第六条第一項において準用する銀行法（以下第七条までにおいて「銀行法」という。）第二十六条第一項又は第二十七条（業務



- の停止等)の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
- 三 銀行法第二十七条又は第二十八条(免許の取消し等)の規定による解散命令
- 第十二条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員その他の法人の代表者)若しくは清算人又は第五条の五第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
- 一 第三条第一項の規定による認可を受けないで同項第一号又は第七号から第十号までに規定する行為をしたとき。
- 二 第四条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第四条の三第一項に規定する国内の会社を除く。 )を子会社としたとき、又は第四条の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第四条の五第一項に規定する国内の会社を除く。 )を子会社としたとき。
- 二の二 第四条の二第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。 )に該当する子会社としたとき。
- 二の三 第四条の三第一項若しくは第二項ただし書(第四条の五第三項において準用する場合を含む。 )又は第四条の五第一項の規定に違反したとき。
- 二の四 第四条の三第三項又は第五項(これらの規定を第四条の五第三項において準用する場合を含む。 )の規定により付した条件に違反したとき。
- 二の五 第四条の四第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第四項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。 )に該当する子会社としたとき。
- 三 第五条の二第一項の規定に違反したとき。
- 四 第五条の三の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。
- 五 第五条の四(第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 )の規定、第五条の五第五項若しくは第八項の規定又は第六条の二第四項において準用する商法第四百二十条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。
- 六 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかつたとき。
- 七 第五条の五第十項において準用する商法特例法(以下「準用商法特例法」という。 )第六条の二第二項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。
- 八 準用商法特例法第七条第一項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を正当な理由がないのに拒んだとき。
- 九 準用商法特例法第七条第二項の規定又は第六条の二第一項若しくは第四項において準用する商法第二百七十四条第二項若しくは第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。
- 十 準用商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

十一 準用商法特例法第十八条第二項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十一の二 第五条の六の規定に違反したとき。

十二 第六条の二第一項又は第四項において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

十三 第六条の二第三項において準用する商法第三十二条第一項の規定に違反して会計帳簿若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十四 第七条の二の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条の規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十五 第七条の三第一項の規定により付した条件（第三条第一項第八号から第十号まで、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第三十七条第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十六 銀行法第十八条の規定に違反して当該準備金を積み立てなかつたとき。

十七 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

十八 銀行法第三十四条第四項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受けをしたとき。

2 (略)

#### 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（抄）

（商法の準用）

第二十八条 金庫の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。

（役員）

第三十二条（略）

2 (略)

3 役員は、総会の議決（設立当初の役員にあつては、創立総会の議決）によつて、選任する。

4・5 (略)

6 前項に規定する子会社とは、金庫がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する会社をいう。この場合において、金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は当該金庫の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

7・8 (略)

(理事の責任)

第三十五条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、金庫に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2) 4 (略)

(役員解任)

第三十八条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2) 5 (略)

(商法等の準用)

第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)、第二百五十六条第三項(任期の伸長)、第二百五十八条第一項(取締役の退任の場合の処置)及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ三(取締役の義務)、第二百六十一条、第二百六十二条(会社代表)、第二百六十五条(取締役会社間の取引)、第二百六十九条(取締役の報酬)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十五条並びに商法第二百六十条ノ三(監査役取締役会出席権等)、第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで(監査役の権限、義務等)及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二まで(取締役と監査役との連帯責任等)の規定を、理事会については、同法第二百五十九条から第二百六十条ノ二まで(取締役会)並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは、「信用金庫法、本法」と、同法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは、「信用金庫法第三十四条」と、第三十五条第三項中「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは、「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは、「記載」と、同条第四項中「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「商法第二百六十六条第五項」と、商法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは、「子会社(信用金庫法第三十二条第五項ニ規定スル子会社)」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは、「信用金庫法第三十九条ニ於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

(総会招集の手續)

第四十五条 総会の招集は、会日の七日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(特別の決議)

第四十八条 左の事項については、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解散又は合併
- 三 会員の除名
- 四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第四十九条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十七条ノ三(取締役等の説明義務)、第二百四十二条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項及び第二項(総会の議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「信用金庫法第四十五条」と読み替えるものとする。

(総代会)

第五十条 (略)

2、4 (略)

5 総代会については、総会に関する規定を準用する。

6 (略)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。

(全国連合会の債券の発行)

第五十四条の二 全国を地区とする信用金庫連合会(以下この章において「全国連合会」という。)は、出資の総額及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の額の合計額の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

2・3 (略)

(合併、事業等の譲渡又は譲受け)

第五十八条 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行、他の金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む、次項において同じ。)に譲り渡すことができる。

2、4 (略)

5 第一項の合併については、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定を、第一項及び第二項の事業の全部の譲渡若しくは譲受け又は営業の全部の譲受けについては、同条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十一条第一項中「これらを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸借対照表とともに」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(商法等の準用)

第六十一条 金庫の合併については、商法第四百十五条(合併の無効)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、

第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（財務大臣への協議）並びに第五十七条の四（財務大臣への資料提出等）の規定は金庫について準用する。

## 2（略）

第九十一条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は第三十七条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。
- 二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七条第三項、第三十八条第四項又は第四十一条第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一条の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四の二 第二十四条第六項、第四十九条又は第六十四条において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当の理由がないのに説明をしなかつたとき。

五 第五十四条の七第二項の規定又は第二十四条第六項若しくは第四十九条において準用する商法第二百四十四条第一項若しくは第二項の規定、第三十九条若しくは第六十四条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項の規定、第五十五条の二において準用する商法第三十二条第一項の規定若しくは第六十四条において準用する商法第二百四十四条第二項若しくは第四百十九条の規定に違反して債券の申込証、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一条の規定に違反したとき。

六の二 第三十二条第五項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

七 第三十二条第八項の規定に違反して役員の新補充のために必要な手続を採らなかつたとき。

八 第三十三条第一項又は第三項（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第三十六条（第六十四条において準用する場合を含む。）、三十七条（第三十七条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十七条の二第五項若しくは第八項若しくは第五十四条の十の規定又は第六十四条において準用する商法第四百二十条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかつたとき。

十の二 第三十七条の二第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」という。）第六条の二第二項の規定により報

告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

十の三 準用商法特例法第七条第一項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を正当の理由がないのに拒んだとき。

十の四 準用商法特例法第七条第二項の規定、第三十九条において準用する商法第二百七十四条第二項若しくは第二百七十五条の規定又は第六十四条において準用する商法第二百七十四条第二項、第二百七十五条若しくは第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十の五 準用商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

十の六 準用商法特例法第十八条第二項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十一 第三十九条又は第六十四条において準用する商法第二百六十五条第三項において準用する同法第二百六十四条第二項の規定に違反して理事会又は清算人会に報告せず、又は不実の報告をしたとき。

十二 第四十二条（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第五十一条若しくは第五十二条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十八条第五項において準用する第五十一条若しくは第五十二条第二項の規定若しくは銀行法第三十四条第四項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲受けをしたとき。

十四 第五十一条第二項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四、第五十四条の八若しくは第八十七条の規定、第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十五 第五十四条第三項の規定に違反したとき。

十六 第五十四条の二第一項の規定に違反して債券を発行したとき。

十七 第五十四条の二第二項又は第三項の規定に違反したとき。

十八 第五十四条の三第二項又は第五十四条の九の規定に違反したとき。

十九 第五十四条の十五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十四条の十六第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第五十四条の十七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十四条の十八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十九の二 第五十四条の十五第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十九の三 第五十四条の十六第一項若しくは第二項ただし書（第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の十八第一項の規定に違反したとき。

十九の四 第五十四条の十六第三項又は第五項（これらの規定を第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

十九の五 第五十四条の十七第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき

、又は同条第四項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十 第五十六条又は第五十七条の規定に違反したとき。

二十一 第六十四条において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十二 第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十三 第六十四条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十四 第八十七条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十七第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第五十八条第三項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十五 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

2 (略)

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行後」

(法定準備金)

第六十条 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならぬ。

2 (略)

(剰余金の配当)

第六十一条 金庫の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 出資の総額

二 前条第一項の準備金の額

三 (略)

四 第五十九条の二において準用する商法第二百八十六条ノ二及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が前二号の準備金の合計額を超えるときはその超過額

五 (略)

2・3 (略)

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

「中央省庁等改革関係法施行法の施行後（平成十三年一月六日）」

（議決権）

第十三条 会員は、各々一箇の議決権を有する。但し、第十一条第二項の規定による会員（以下「個人会員」という。）は、議決権を有しない。

2、4（略）

（商法の準用）

第二十八条 金庫の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効の訴）の規定を準用する。

（役員）

第三十四条（略）

2（略）

3 役員は、総会の議決によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立総会の議決によつて、創立総会代議員のうちから選任する。

4（略）

5 前項に規定する子会社とは、金庫がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する会社をいう。この場合において、金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は当該金庫の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

6、8（略）

（理事の責任）

第三十七条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、金庫に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2、4（略）

（役員解任）

第四十一条 会員（個人会員を除く。）は、総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において承認の議決があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2、5（略）

（商法等の準用）

第四十二条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）、第二百五十六条第三項（任期の伸長）、第二百五十八条第一項（取締役退任の場合の処置）及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴え）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ三（取締役の義務）、第二百六十一条、第二百六十二条（会社代表）、第二百六十五条（取締役と



会社間の取引)、第二百六十九条(取締役の報酬)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十七條(理事の責任)並びに商法第二百六十條ノ三(監査役の取締役会出席権等)、第二百七十四條から第二百七十五條ノ四まで(監査役の権限、義務等)及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二まで(取締役と監査役との連帯責任等)の規定を、理事会については、同法第二百五十九條から第二百六十條ノ二まで(取締役会)並びに第二百六十條ノ四第一項及び第二項(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「労働金庫法、本法」と、同法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは「労働金庫法第三十五條」と、第三十七條第三項中「第三十九條第一項(業務報告書等の作成及び承認)の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同條第四項中「商法第二百六十六條第二項、第三項及び第五項」とあるのは「商法第二百六十六條第五項」と、商法第二百七十四條ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(労働金庫法第三十四條第四項二規定スル子会社)」と、同法第二百七十五條ノ四中「第二百六十七條第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二條ニ於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七條第一項」と読み替えるものとする。

(総会招集の手續)

第四十九條 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(特別の議決)

第五十三條 左の事項については、総会員(個人会員を除く。)の半数以上の代議員(臨時代議員を含む。)が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 会員の除名

四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第五十四條 総会については、商法第二百三十一條(總會の招集の決定)、第二百三十七條ノ三(取締役等の説明義務)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四條第一項及び第二項(總會の議事録)並びに第二百四十七條から第二百五十二條まで(總會の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百五十二條」とあるのは、「労働金庫法第四十九條」と読み替えるものとする。

(総代会)

第五十五條 (略)

2、4 (略)

5 総代会については、總會に関する規定を準用する。但し、役員(補欠の役員を除く。)、総代(補欠の総代を除く。)(若しくは第六十三條(合併手續)の規定による設立委員を選任し、又は第五十三條第二号(解散又は合併)若しくは第四号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項については、議決することができない。

第五十七条（略）

2（略）

3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（合併及び事業等の譲渡又は譲受け）

第六十二条 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行、他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合（信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。）に譲り渡すことができる。

2 金庫は、総会の議決を経て、銀行の営業の一部又は他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合の事業の全部若しくは一部を譲り受けることができる。

3・4（略）

5 第一項の合併については、第五十六条並びに第五十七条第一項及び第二項（出資一口の金額の減少）の規定を、第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、同条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項中「これらを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸借対照表とともに」と読み替えるものとする。

6（略）

（商法等の準用）

第六十五条 金庫の合併については、商法第四百五十五条（合併の無効）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（銀行法の準用）

第九十四条 銀行法第四条第四項（営業の免許）、第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）、（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第二十四条から第二十六条まで（報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（財務大臣への協議）並びに第五十七条の四第一項（財務大臣への資料提出等）の規定は金庫について準用する。

2（略）

第一百一条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は第三十九条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

- 二 この法律の規定に定める登記を怠つたとき。
- 三 第十七条第二項、第四十一条第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。
- 四 第二十一条の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
- 四の二 第二十四条第七項、第五十四条又は第六十八条において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。
- 五 第二十四条第七項若しくは第五十四条において準用する商法第二百四十四条第一項若しくは第二項の規定、第四十二条若しくは第六十八条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項の規定、第五十九条の二において準用する商法第三十二条第一項の規定又は第六十八条において準用する商法第二百四十四条第二項若しくは第四百十九条の規定に違反して議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 六 第三十三条の規定に違反したとき。
- 六の二 第三十四条第四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。
- 七 第三十四条第八項の規定に違反して役員 の補充のために必要な手続をとらなかつたとき。
- 八 第三十六条第一項又は第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 九 第三十八条（第六十八条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第三十九条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の二第五項若しくは第八項の規定又は第六十八条において準用する商法第四百二十条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。
- 九の二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかつたとき。
- 九の三 第三十九条の二第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」という。）第六条の二第二項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。
- 十 準用商法特例法第七条第一項の規定又は第四十条（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。
- 十の二 準用商法特例法第七条第二項の規定、第四十二条において準用する商法第二百七十四条第二項若しくは第二百七十五条の規定又は第六十八条において準用する商法第二百七十四条第二項、第二百七十五条若しくは第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。
- 十の三 準用商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。
- 十の四 準用商法特例法第十八条第二項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。
- 十一 第四十二条又は第六十八条において準用する商法第二百六十五条第三項において準用する同法第二百六十四条第二項の規定に違反して理事会又は清算人会に報告せず、又は不実の報告をしたとき。
- 十二 第四十六条（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 十三 第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二条第五項において準用

する第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項の規定若しくは銀行法第三十四条第四項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受けをしたとき。

十四 第五十六条第二項（第六十二条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条の規定、第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十五 第五十八条第三項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

十六 第五十八条第四項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

十七 第五十八条の第二項の規定に違反したとき。

十八 第五十八条の第三項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十八条の四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第五十八条の五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十八条の六第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十八の二 第五十八条の第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十八の三 第五十八条の四第一項若しくは第二項ただし書（第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第五十八条の六第一項の規定に違反したとき。

十八の四 第五十八条の四第三項又は第五項（これらの規定を第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

十八の五 第五十八条の五第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第四項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十九 第六十条又は第六十一条の規定に違反したとき。

二十 第六十八条において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十一 第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第六十八条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十三 第九十一条の二第一項の規定により付した条件（第三十三条、第五十八条の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条第三項の規定又は銀行法第三十七条第一項若しくは第三号の規定により認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十四 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）  
（保全処分）

第三十三条 裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害関係人の申立てにより又は職権で、協同組織金融機関の業務及び財産  
に關し、仮差押え、仮処分その他必要な保全処分を命じ、又は保全管理人による管理若しくは監督員による監督を命ずる処分をする  
ことができる。

2 （略）

（更生債権の弁済の禁止、更生債権者の権利等）

第五十七条 会社更生法第十二条、第一百二十二条の二及び第一百十九条の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権について  
、同法第十三条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権者について、同条第二項及び同法第十四条から第  
百十八条までの規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権者の議決権について、それぞれ準用する。この場合において、  
同法第十二条中、「第二百二十二条第一項」とあるのは、「更生特例法第六十二条において準用する第二百二十二条第一項」と読み替え  
るものとする。

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第四十四条 法人八理事其他ノ代理人力其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

（略）

第八十条 何人ト雖モ同一ノ法律行為ニ付キ其相手方ノ代理人ト為リ又ハ当事者双方ノ代理人ト為ルコトヲ得ス但債務ノ履行ニ付テハ  
此限ニ在ラス

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）

第一条 裁判所ノ管轄ニ属スル非訟事件ニ付テハ本法其他ノ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本編ノ規定ヲ適用ス

第五条 民事訴訟ニ關スル法令ノ規定中裁判所職員ノ除斥ニ關スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス

第六条 事件ノ關係人ハ訴訟能力者ヲシテ代理セシムルコトヲ得但自身出頭ヲ命セラレタルトキハ此限ニ在ラス

裁判所ハ弁護士ニ非スシテ代理ヲ營業トスル者ニ退斥ヲ命スルコトヲ得此命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七条 前条第一項ノ規定ニ依リテ選任シタル代理人ノ権限ハ書面ヲ以テ之ヲ証スルコトヲ要ス

前項ノ書面ガ私文書ナルトキハ裁判所ハ当該公務員ノ認証ヲ受クベキ旨ヲ代理人ニ命ズルコトヲ得此命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツル  
コトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ事件ノ關係人ガ口頭ヲ以テ代理人ヲ選任シ裁判所書記官ガ調書ニ其陳述ヲ記載シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第八条 申立及ビ陳述ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

口頭ヲ以テ申立又ハ陳述ヲ為スニハ裁判所書記官ノ面前ニ於テ之ヲ為スベシ  
前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記官調書ヲ作り之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

第九条 申立二八左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ代理人之二署名捺印スベシ但署名捺印二代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

一 申立人ノ氏名、住所

二 代理人ニ依リテ申立ヲ為ストキハ其氏名、住所

三 申立ノ趣旨及ヒ其原因タル事実

四 年月日

五 裁判所ノ表示

証拠書類アルトキハ其原本又ハ謄本ヲ添附スヘシ

第十条 民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中期日、期間、疎明ノ方法、人証及ビ鑑定ニ関スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス

第十一条 裁判所ハ職権ヲ以テ事実ノ探知及ヒ必要ト認ムル証拠調ヲ為スヘシ

第十二条 事実ノ探知、呼出、告知及ヒ裁判ノ執行ニ関スル行為ハ之ヲ囑託スルコトヲ得

第十三条 審問ハ之ヲ公行セズ但裁判所ハ相当ト認ムル者ニ傍聴ヲ許スコトヲ得

第十四条 証人又ハ鑑定人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ラシメ其他ノ審問ニ付テハ必要ト認ムル場合ニ限り之ヲ作ラシムヘシ

第十七条 裁判ハ決定ヲ以テ之ヲ為ス

裁判ノ原本ニハ裁判官署名捺印スヘシ但申立書又ハ調書ニ裁判ヲ記載シ裁判官之二署名捺印シテ原本二代フルコトヲ得

裁判ノ正本及ヒ謄本ニハ書記署名捺印シ且正本ニハ裁判所ノ印ヲ押捺スヘシ

前二項ノ署名捺印ハ記名捺印ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十八条 裁判ハ之ヲ受クル者ニ告知スルニ因リテ其効力ヲ生ス

裁判ノ告知ハ裁判所ノ相当ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ為ス

告知ノ方法、場所及ヒ年月日ハ之ヲ裁判ノ原本ニ記入スヘシ

第十九条 裁判所ハ裁判ヲ為シタル後其裁判ヲ不当ト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ変更スルコトヲ得

申立ニ因リテノミ裁判ヲ為スヘキ場合ニ於テ申立ヲ却下シタル裁判ハ申立ニ因ルニ非サレハ之ヲ取消シ又ハ変更スルコトヲ得ス

即時抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ル裁判ハ之ヲ取消シ又ハ変更スルコトヲ得ス

第二十一条 抗告ハ特ニ定メタル場合ヲ除ク外執行停止ノ効力ヲ有セス

第二十二条 当事者力其責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ即時抗告ノ期間ヲ遵守スルコト能ハサル場合ニ於テハ其事由ノ止ミタル後一週

間内ニ限り懈怠シタル行為ノ追完ヲ為スコトヲ得外国ニ在ル当事者ニ付テハ此期間ハ之ヲ二月トス

第二十三条 抗告裁判所ノ裁判ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第二十四条 削除

第二十五条 抗告ニハ特ニ定メタルモノヲ除ク外民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中抗告ニ関スル規定ヲ準用ス

第二十六条 裁判前ノ手続及ヒ裁判ノ告知ノ費用ハ特ニ其負担者ヲ定メタル場合ヲ除ク外事件ノ申立人ノ負担トス但檢察官又ハ法務大

臣力申立ヲ為シタル場合ニ於テハ国库ノ負担トス

第二十七条 裁判所ハ前条ノ費用ニ付キ裁判ヲ為スコトヲ必要ト認ムルトキハ其額ヲ確定シテ事件ノ裁判ト共ニ之ヲ為スヘシ

第二十八条 裁判所ハ特別ノ事情アルトキハ本法ノ規定ニ依リテ費用ヲ負担スヘキ者ニ非サル關係人ニ費用ノ全部又ハ一部ノ負担ヲ命スルコトヲ得

第二百二十六条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三条第四項、第七十八条、第二百四十二条ノ四第一項、第二百四十七条第二項、第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ八第二項及ビ第二百八十二條第三項、基準用規定、同法第二百五十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第四項、第二百八十条ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八条第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三第一項、第四十五條及ビ第五十二條ノ三第一項並ニ株券等ノ保管及び振替ニ關する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二條第七項ニ定メタル事件ハ会社（親会社）（商法第二百一十一條ノ二第一項）（有限会社法第二十四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十一條ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

（略）

第三百二十二條ノ六 商法第二百四十五條ノ三第三項（同法第三百四十九條第二項、第三百五十五條第二項）（同法第三百七十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八條第七項、第四百八條ノ三第二項及ビ第四百十三條ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル申請ニ對スル審問ハ同法第二百四十五條ノ三第三項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

裁判所ハ裁判ヲ為ス前取締役及ビ申請ヲ為シタル株主ノ陳述ヲ聽クベシ

第二百二十九條第一項、第二百二十九條ノ四、前條第三項及ビ第三百三十三條ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ對スル裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ二十四 会社ノ整理ニ關スル事件ハ会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三百三十五條ノ二十五 会社ノ整理ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ会社ノ業務ヲ監督スル官庁ニ對シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ官庁ハ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三百三十五條ノ二十六 整理開始ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ其事由ヲ説明スルコトヲ要ス

債權者力前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ其債權ヲモ説明スルコトヲ要ス

第三百三十五條ノ二十七 整理開始ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ整理ノ手續ノ費用トシテ裁判所力相当ト認ムル金額ノ予納アルコトヲ要ス

予納ナキトキハ裁判所ハ其申請ヲ却下スルコトヲ得

費用ノ予納ニ關スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三百三十五條ノ二十八 裁判所力職權ヲ以テ整理ノ開始ヲ命シタルトキハ整理ノ手續ノ費用ハ仮ニ二國庫ヨリ之ヲ支弁ス費用ノ予納ナキ

ニ拘ラス裁判所力整理ノ開始ヲ命シタルトキ及ビ予納金力不足ナルニ至リタルトキ亦同シ

第三百三十五條ノ二十九 整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テハ整理ノ手續ノ費用ハ会社ノ負担トス

第三百三十五条ノ三十 整理開始ノ申請アリタルトキハ裁判所ハ会社ノ業務ヲ監督スル官庁ニ其旨ヲ通知スヘシ

第三百三十五条ノ三十一 整理開始ノ命令ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ為スヘシ整理開始ノ申請ヲ却下スル場合亦同シ  
前条ノ規定ハ前項ノ裁判アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十五条ノ三十二 第三百三十三条ノ二第四項及ヒ第五項ノ規定ハ裁判所力整理ノ開始ヲ命シタル場合ニ之ヲ準用ス  
第三百三十五条ノ三十三 整理開始ノ命令ニ対シテハ会社ニ限り即時抗告ヲ為スコトヲ得

整理開始ノ申請ヲ却下シタル裁判ニ対シテハ申請人ニ限り抗告ヲ為スコトヲ得  
第三百三十五条ノ三十四 整理開始ノ命令ヲ取消ス決定ハ確定ノ後ニ非サレハ其効力ヲ生セス

第三百三十五条ノ三十五 整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ裁判所ハ会社ノ本店及ビ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

登記所力前項ノ囑託ニ因リ登記ヲ為シタルトキハ其公告ヲ為スコトヲ要セス  
第三百三十五条ノ三十六 商法第三百八十三条第一項ノ規定ニ依ル破産手続ノ中止ノ命令ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三百三十五条ノ三十七 商法第三百八十四条ノ規定ニ依リ競売手続ノ中止ヲ命スル場合ニ於テハ裁判所ハ競売申立人ノ陳述ヲ聴クコトヲ要ス

前項ノ中止ノ命令ニ対シテハ競売申立人ニ限り即時抗告ヲ為スコトヲ得  
第三百三十五条ノ三十四ノ規定ハ第一項ノ中止ノ命令ヲ取消ス決定ニ之ヲ準用ス

第三百三十五条ノ三十八 裁判所力商法第三百八十七条第一項ニ掲ケタル処分ヲ為シ又ハ其処分ヲ取消シ若クハ変更シタルトキハ会社ノ本店及ビ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

裁判所力商法第三百八十七条第二項ニ掲ケタル処分ヲ為シ又ハ其処分ヲ取消シ若クハ変更シタルトキハ其登記又ハ登録ヲ囑託スルコトヲ要ス

第三百三十五条ノ四十一 裁判所力商法第三百八十六条第一項第三号ノ処分ヲ為ストキハ同時ニ検査役ヲ選任スルコトヲ要ス  
第七十一条ノ四、第七十一条ノ五第二項及ヒ第二百二十八条ノ規定ハ検査役ニ之ヲ準用ス

第三百三十五条ノ四十二 前条第二項ノ規定ハ整理委員ニ之ヲ準用ス  
第三百三十五条ノ四十七 商法第三百八十六条第一項第五号ノ処分ヲ為ス場合ニ於テハ裁判所ハ解任セントスル取締役又ハ監査役ノ陳述ヲ聴クコトヲ要ス

第三百三十五条ノ四十八 商法第三百八十六条第一項第六号ノ処分ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三百三十五条ノ四十九 第二百二十九条ノ四、第三百三十二条ノ五第三項及ヒ第三百三十五条ノ十六第一項ノ規定ハ商法第三百八十六条第一項第七号ノ処分ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十五条ノ五十 商法第三百八十六条第一項第八号ノ規定ニ依ル査定ヲ申請スル場合ニ於テハ其原因タル事実ヲ説明スルコトヲ要ス

第三百三十五条ノ五十一 裁判所力職権ヲ以テ査定手続ヲ開始スル場合ニ於テハ其旨ノ決定ヲ為スヘシ  
第三百三十五条ノ五十二 第三百三十五条ノ十六第一項ノ規定ハ査定ノ裁判及ヒ査定ノ申請ヲ却下スル裁判ニ之ヲ準用ス



第三百三十五條ノ五十三 裁判所力商法第三百八十六條第一項第十号ノ処分ヲ為ストキハ同時ニ監督員ヲ選任シ同法第三百九十七條第二項ノ指定ヲ為スコトヲ要ス

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ指定ヲ變更スルコトヲ得

第七十一條ノ四及ヒ第七十一條ノ五第二項ノ規定ハ監督員ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十四 裁判所力商法第三百八十六條第一項第十一号ノ処分ヲ為ストキハ同時ニ管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

前條第三項ノ規定ハ管理人ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十五 第三百三十三條ノ二第四項第五項及ヒ第三百三十五條ノ三十ノ規定ハ整理終結ノ決定ヲ為シタル場合及ヒ整理開始

ノ命令ヲ取消ス決定力確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十六 整理終結ノ決定ニ對シテハ其公告アリタル日ヨリ二週間内ニ即時抗告ヲ為スコトヲ得

整理終結ノ決定ハ確定ノ後ニ非サレハ其効力ヲ生セズ

前條ノ規定ハ整理終結ノ決定ヲ取消ス決定力確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十七 第三百三十五條ノ三十五ノ規定ハ整理終結ノ登記又ハ整理開始ノ取消ノ登記ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十八 整理開始ノ命令ヲ取消ス決定力確定シタルトキハ裁判所ハ第三百三十五條ノ三十八ノ登記又ハ登録ノ抹消ヲ囑託

スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ整理終結ノ決定力確定シタル場合ニ之ヲ準用ス但商法第三百八十六條第一項第五号ノ処分ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第三百三十五條ノ五十九 商法第四百二條ノ破産事件ハ整理ノ開始ヲ命シタル裁判所ノ管轄トス

第三百三十五條ノ六十 第三百三十五條ノ三十及ヒ第三百三十五條ノ五十八第二項ノ規定ハ商法第四百二條ノ規定ニ依リ破産ノ宣告アリタル

場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ六十一 商法第四百二條ノ規定ニ依リ破産ノ宣告アリタルトキハ破産法第一編ノ規定ノ適用ニ付テハ整理開始ノ命令ハ

其前ニ支払ノ停止又ハ破産ノ申立ナキトキハ之ヲ支払ノ停止又ハ破産ノ申立ト看做シ整理ノ為メニ生シタル債權及ヒ整理ノ手續ノ費

用ハ之ヲ財團債權トス

第三百三十五條ノ六十二 商法第四百三條ニ於テ準用スル破産法第六十六條ノ規定ニ依ル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

#### 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第一百條 会社ハ合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債權者ニ對シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ

且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

債權者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相當ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債權者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託會

社ニ相當ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ合併ヲ為スモ其ノ債權者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五條 株式ヲ讓渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

（略）

第二百六条 株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ

(略)

第二百十四条 最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ滿タザルトキハ会社ハ其ノ額ヲ五万円以上トスル為第三百四十三条ニ定ムル決議ヲ以テ株式ノ併合ヲ為スコトヲ得

(略)

第二百四十五条 会社が左ノ行為ヲ為スニハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

一 營業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ譲渡

二 營業全部ノ賃貸、其ノ経営ノ委任、他人ト營業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、変更又ハ解約

三 他ノ会社ノ營業全部ノ譲受

前項ノ行為ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百四十五条ノ二 前条第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ同項ニ掲グル行為ニ反対ノ意思ヲ通知シ且總會ニ於テ之ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ同条第一項第一号ノ場合ニ於テ決議ト同時ニ解散ノ決議ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百四十五条ノ三 前条ノ請求ハ決議ノ日ヨリ二十日以内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及数ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

株式ノ價格ノ決定ニ付株主ト会社トノ間ニ協議調ヒタルトキハ会社ハ決議ノ日ヨリ九十日以内ニ其ノ支払ヲ為スコトヲ要ス  
決議ノ日ヨリ六十日以内ニ協議調ハザルトキハ株主八其ノ期間經過後三十日以内ニ裁判所ニ対シ價格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

会社ハ裁判所ノ決定スル價格ニ対スル第二項ノ期間經過後ノ法定利息ヲモ支払フコトヲ要ス

株式ノ代金ノ支払ハ株券ト引換ニ之ヲ為スコトヲ要ス株式ノ移転ハ代金ノ支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

第二百四十五条ノ四 第二百四十五条ノ二ニ規定スル株主ノ請求ハ会社ガ第二百四十五条第一項ニ掲グル行為ヲ中止シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ株主ガ前条第三項ノ期間内ニ同項ノ請求ヲ為サザルトキ亦同シ

第二百四十六条 第二百四十五条第一項ノ規定ハ会社ガ其ノ成立後二年以内ニ其ノ成立前ヨリ存在スル財産ニシテ營業ノ為ニ繼續シテ使用スベキモノヲ資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル対価ヲ以テ取得スル契約ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

取締役八前項ノ契約ニ関スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第二百七十三条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ、第八十一条第三項及第八十四条第二項ノ規定ハ前項ノ検査役ノ報告書及本項ニ於テ準用スル第七十三条第三項前段ノ弁護士ノ証明書ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条 左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テ總會ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

二 決議ノ内容ガ定款ニ違反スルトキ

三 決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル株主ガ議決權ヲ行使シタルコトニ因リテ著シク不当ナル決議ガ為サレタルトキ

第八十八条、第二百五条第三項第四項及第九十条ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百五十四条 取締役八株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

・ (略)

第二百五十七条 取締役八何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得但シ任期ノ定アル場合ニ於テ正当ノ事由ナクシテ其ノ任期ノ満了前ニ之ヲ解任シタルトキハ其ノ取締役八会社ニ對シ解任ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

・ (略)

第二百八十条 第二百五十四条、第二百五十六条ノ二、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百六十六条第五項、第二百六十六条ノ三第一項及第二百六十七条乃至第二百六十八条ノ三ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

(略)

第二百八十条ノ二 (略)

株主以外ノ者ニ對シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ關スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ對シ発行スルコトヲ得ベキ株式ノ額面無額面ノ別、種類、數及最低発行価額ニ付第三百四十三條ニ定ムル決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ取締役八株主總會ニ於テ株主以外ノ者ニ對シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

・ (略)

第二百八十条ノ十五 新株発行ノ無効ハ発行ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役又ハ監査役ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

第三百四十三条 前條第一項ノ決議ハ発行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

第三百四十五条 (略)

或種類ノ株主ノ總會ノ決議ハ其ノ種類ノ発行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

(略)

第三百四十六条 前條ノ規定ハ第二百二十二條第三項ノ規定ニ依リ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ為ス場合及会社ノ株式交換、株式移転又ハ合併ニ因リテ或種類ノ株主ニ損害ヲ及ボズベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十八条 定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定ヲ設クル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ拘ラズ總株主ノ過半数ニシテ発行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

・ (略)

第三百五十三条 会社ガ株式交換ヲ為スニハ株式交換契約書ヲ作り株主總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

・ (略)

第一項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

完全親会社トナル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ完全子会社トナル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ其ノ会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八條第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

・ (略)

第三百五十八条 完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ際シテ発行スル新株ノ總數ガ其ノ会社ノ発行済株式ノ總數ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テハ第三百五十三条第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要セズ但シ完全子会社トナル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ金額ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ完全親会社トナル会社ニ現存スル純資産額ノ五十分ノ一ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

） (略)

完全親会社トナル会社ノ発行済株式ノ總數ノ六分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ第五項ノ規定ニ依ル反対ノ意思ノ通知ヲ為シタルトキハ此ノ条ニ定メタル手續ニ依ル株式交換ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

(略)

第三百六十三条 会社ノ株式交換ノ無効ハ株式交換ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ各会社ノ株主、取締役、監査役又ハ清算人ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ訴ハ完全親会社トナリタル会社ノ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

株式交換ヲ無効トスル判決方確定シタルトキハ完全親会社トナリタル会社ハ株式交換ニ際シテ発行シタル新株又ハ第三百五十六条ノ規定ニ依リ移転シタル株式ノ株主ニ対シ其ノ有シタル完全子会社トナリタル会社ノ株式ヲ移転スルコトヲ要ス

第二百五条第二項乃至第四項、第九條、第三十七條、第二百四十九條及第二百八十条ノ十七ノ規定ハ第一項ノ訴ニ、第二百八條及第二百九條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百六十五条 (略)

設立スル完全親会社ノ定款ニ株式ノ讓渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムル場合ニ於テ完全子会社トナル会社ノ定款ニ其ノ定キトキハ前項ノ決議ハ第三百四十八條第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第三百五十三条第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ニ、同條第四項ノ規定ハ第一項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第三百七十二條 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

第二百五條第二項乃至第四項、第九條、第十條、第三十七條、第三十八條、第二百四十九條及第三百六十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ訴ニ、第二百八條及第二百九條第三項ノ規定ハ本項ニ於テ準用スル第三百六十三條第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十五條 資本ノ減少ヲ為スニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

資本ノ減少ニ関スル議案ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百七十六條 (略)

第一百條ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス

(略)

第三百八十条 資本減少ノ無効ハ本店ノ所在地ニ於テ資本減少ニ因ル変更ノ登記ヲ為シタル日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ資本ノ減少ヲ承認セザル債権者ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

第八十八条、第二百五条第二項乃至第四項、第百六条、第百九条、第三百三十七条及第二百四十九条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百八十一条 会社ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支払不能又ハ債務超過ニ陥ルノ虞アリト認ムルトキハ裁判所ハ取締役、監査役、六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者ノ申立ニ依リ会社ニ対シ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得会社ニ支払不能又ハ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ

会社ノ業務ヲ監督スル官庁ハ会社ニ前項ニ掲グル事由アリト認ムルトキハ裁判所ニ其ノ旨ヲ通告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ職權ヲ以テ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得

第三百八十二条 整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百八十三条 整理開始ノ申立又ハ通告アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ破産手続及企業担保權ノ実行手続ノ中止ヲ命ズルコトヲ得

整理開始ノ命令アリタルトキハ破産ノ申立又ハ会社財産ニ対スル強制執行、仮差押、仮処分若ハ企業担保權ノ実行ヲ為スコトヲ得ズ破産手続並ニ既ニ為シタル強制執行、仮差押、仮処分及企業担保權ノ実行手続ハ之ヲ中止ス

整理開始ノ命令ヲ確定シタルトキハ前二項ノ規定ニ依リテ中止シタル手続ハ整理ノ關係ニ於テハ其ノ効力ヲ失フ

第三百八十四条 整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ債権者ノ一般ノ利益ニ適応シ且競売申立人ニ不当ノ損害ヲ及ボスノ虞ナキモノト認ムルトキハ裁判所ハ相当ノ期間ヲ定メ担保權ノ実行トシテノ競売ノ手続ノ中止ヲ命ズルコトヲ得

第三百八十五条 整理開始ノ命令アリタルトキハ会社ノ債権者ノ債權ニ付テハ整理開始ノ取消ノ登記又ハ整理終結ノ登記ノ日ヨリ二月内ハ時効完成セズ

第三百八十六条 整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

一 会社ノ業務ノ制限其ノ他会社財産ノ保全処分

二 株主ノ名義書換ノ禁止

三 会社ノ業務及財産ニ対スル検査ノ命令

四 整理ニ関スル立案及実行ノ命令

五 取締役又ハ監査役ノ解任

六 発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ禁止

七 発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ取消但シ整理ノ開始ヨリ一年前ニ為シタル免除ニ付テハ不正ノ目的ニ出デタルモノニ

限ル

八 発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ニ基ク損害賠償請求權ノ査定

九 前号ノ損害賠償請求權ニ付発起人、取締役又ハ監査役ノ財産ニ対シテ為ス保全処分

十 会社ノ業務及財産ニ関スル監督ノ命令

十一 会社ノ業務及財産ニ関スル管理ノ命令

整理開始ノ申立又ハ通告アリタルトキハ裁判所ハ其ノ開始前ト雖モ第三百八十一条第一項ニ掲グル者ノ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ前項第一号乃至第三号、第九号又ハ第十号ノ処分ヲ為スコトヲ得

第三百八十七條 前條第一項第五号、第十号又八第十一号ノ処分アリタルトキ八直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス前條第一項第一号ノ業務ノ制限ノ処分アリタルトキ亦同ジ

前條第一項第一号又八第九号ノ処分ニシテ登記又八登録ヲ為スベキ財産ニ関スルモノニ付テ八直ニ其ノ登記又八登録ヲ為スコトヲ要ス

第三百八十八條 第三百八十六條第一項第三号ノ検査ハ会社ノ業務及財産ノ狀況其ノ他会社ノ整理ニ必要ナル事項ニ付裁判所ノ選任シタル検査役之ヲ為ス

検査役ハ会社ノ業績ガ不良ト為リタル事情及發起人、取締役又八監査役ニ不正又八懈怠ナカリシヤ否ヤヲモ調査スルコトヲ要ス

第三百八十九條 検査役ハ調査ノ結果殊ニ左ノ事項ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

一 整理ノ見込アルヤ否ヤ

二 發起人、取締役又八監査役ニ第二百九十二條第一項第二項第四項、第二百九十二條ノ二、第二百九十三條第一項、第二百六十六條、第二百七十七條、第二百八十條ノ十三又八第二百八十條ノ十三ノ二ノ規定ニ依リテ責ニ任ズベキ事實アルヤ否ヤ

三 会社ノ業務及財産ニ付監督又八管理ヲ為ス必要アルヤ否ヤ

四 会社財産ノ保全処分ヲ為ス必要アルヤ否ヤ

五 会社ノ損害賠償請求權ニ付發起人、取締役又八監査役ノ財産ニ対シ保全処分ヲ為ス必要アルヤ否ヤ

第三百九十條 検査役ハ發起人、取締役、監査役及支配人其ノ他ノ使用人ニ対シ会社ノ業務及財産ノ狀況ニ付報告ヲ求メ会社ノ帳簿、書類、金錢其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ヲ為スニ当リ裁判所ノ許可ヲ得テ執行官又八警察官ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第三百九十一條 第三百八十六條第一項第四号ノ処分ヲ為シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ整理委員ヲ選任スルコトヲ得

整理委員ハ整理ニ関スル立案ノ任ニ当リ且取締役ガ其ノ実行ヲ為スニ付之ト協力ス

前條第一項ノ規定ハ整理委員ニ之ヲ準用ス

第三百九十四條 第三百八十六條第一項第八号ノ査定ニ不服アル者ハ査定ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ異議ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

査定ヲ認可シ又ハ之ヲ変更シタル判決ハ強制執行ニ関シテハ給付ヲ命ズル判決ト同一ノ効力ヲ有ス

第三百八十八條及第三百五條第二項第三項ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百九十五條 前條第一項ノ期間内ニ訴ノ提起ナキトキハ査定ハ給付ヲ命ズル確定判決ト同一ノ効力ヲ有ス訴ガ却下セラレタルトキ亦同ジ

第三百九十六條 査定ノ申立ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス職權ニ依ル査定手續ノ開始亦同ジ

第三百九十七條 第三百八十六條第一項第十号ノ監督ハ裁判所ノ選任シタル監督員之ヲ為ス

取締役ガ裁判所ノ指定シタル行為ヲ為スニハ監督員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三百九十條第一項ノ規定ハ監督員ニ之ヲ準用ス

第三百九十八條 第三百八十六條第一項第十一号ノ管理ハ裁判所ノ選任シタル管理人之ヲ為ス

会社ノ代表、業務ノ執行並ニ財産ノ管理及処分ヲ為ス權利ハ管理人ニ專屬ス第二百四十七條、第二百八十八條ノ十五、第三百六十三條、第三百七十二條、第三百八十條、第四百十五條及第四百二十八條ノ規定ニ依ル取締役ノ權利亦同ジ

第三百九十條ノ規定ハ管理人ニ之ヲ準用ス

第三百九十九條 整理ガ終了シ又ハ整理ノ必要ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ第三百八十一條第一項ニ掲グル者、検査役、整理委員、

監督員又ハ管理人ノ申立ニ依リ整理終結ノ決定ヲ為スコトヲ得

第四百條 第三百八十二條及第三百八十七條ノ規定ハ整理終結ノ決定又ハ整理開始ノ命令ヲ取消ス決定ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百二條 整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ整理ノ見込ナキトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ破産法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ為スコトヲ要ス

第四百三條 破産法第四百條ノ規定ハ整理ノ場合ニ之ヲ準用ス

破産法第六十三條乃至第六十六條ノ規定ハ検査役、整理委員、監督員及管理人ニ之ヲ準用ス

第四百五條 解散ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第四百八條 (略)

(略)

第一項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ讓渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ合併ニ因リ消滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ消滅スル会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八條第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同ジ

(略)

(略)

第四百十三條ノ三 合併後存続スル会社ガ合併ニ際シテ発行スル新株ノ總數ガ其ノ会社ノ発行済株式ノ總數ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テ第四百八條第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要セズ但シ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ金額ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ存続スル会社ニ現存スル純資産額ノ五十分ノ一ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在

ラズ

(略)

(略)

第二百四十五條ノ三第二項乃至第五項及第二百四十五條ノ四ノ規定ハ第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
存続スル会社ノ発行済株式ノ總數ノ六分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ第五項ノ規定ニ依リ反対ノ意思ノ通知ヲ為シタルトキハ此ノ條ニ定メタル手續ニ依ル合併ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

此ノ條ニ定メタル手續ニ依ル合併ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

(略)

第四百十五條 会社ノ合併ノ無効ハ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ各会社ノ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債權者ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

第八十八條、第五條、第六條、第八條乃至第十一條及第二百四十九條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第四百二十八條 会社ノ設立ノ無効ハ其ノ設立ノ日ヨリ二年内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

- 前項ノ訴ハ株主、取締役又ハ監査役ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得
- 第三百三十六条第三項、第三百七条及第三百八条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス
- 第四百九十八条 發起人、会社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外国会社ノ代表者、監査役、検査役、清算人、整理委員、監督員、第三百九十八条第一項ノ管理人、監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務ヲ承継スベキ社債管理会社、社債権者集会ノ代表者、其ノ決議ヲ執行スル者、合名会社ノ第六十七条ノ二ノ業務代行者若ハ第二百二十三条第三項ノ職務代行者、合資会社ノ第四百七条ノ業務代行者若ハ職務代行者、株式会社ノ第八十八条第三項、第二百五十八条第二項、第二百八十条第一項若ハ第四百三十条ノ職務代行者又ハ支配人ハ左ノ場合ニ於テ八百万円以下ノ過料ニ処ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 本編ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ
  - 二 本編ニ定ムル公告若ハ通知ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若ハ通知ヲ為シタルトキ
  - 三 本編ノ規定ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧若ハ謄写又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ
  - 四 本編ニ定ムル検査又ハ調査ヲ妨ゲタルトキ
  - 五 官庁、總會、社債権者集会又ハ債権者集会ニ対シ不実ノ申述ヲ為シ又ハ事実ヲ隱蔽シタルトキ
  - 六 第三百七条第三項、第三百七十六條第二項又ハ第四百十二條ノ規定ニ違反シテ合併、会社財産ノ処分又ハ資本ノ減少ヲ為シタルトキ
  - 七 第二百二十四条第三項若ハ第四百三十条第一項ノ規定ニ違反シテ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リ又ハ第四百三十一條第二項ノ規定ニ違反シテ特別清算開始ノ申立ヲ為スコトヲ怠リタルトキ
  - 八 第三百一一条又ハ第四百三十条第一項ノ規定ニ違反シテ会社財産ヲ分配シタルトキ
  - 九 第七百七十五條第二項、第二百二十二條ノ四、第二百八十条ノ六、第三百一一条第二項、第三百四十一條ノ三又ハ第三百四十一條ノ十二ノ規定ニ違反シテ株式申込証、新株引受權證書又ハ社債申込証ヲ作ラズ、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ
  - 十 第七百七十五條第四項又ハ第二百八十条ノ十四ノ規定ニ違反シテ書面ヲ交付セズ、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ
  - 十一 正当ノ事由ナクシテ株券ノ名義書換ヲ為サザルトキ
  - 十二 第二百一十條ノ二第九項又ハ第二百一十條ノ二第四項ニ於テ準用スル第二百一十條ノ二第九項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事項ヲ議案ト為サザルトキ
  - 十三 第二百一十條又ハ第二百一十條ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株式失効ノ手續又ハ株式若ハ質權ノ処分ヲ為スコトヲ怠リタルトキ
  - 十四 第二百一十條ノ二第一項ノ規定ニ違反シテ株式ヲ取得シタルトキ
  - 十五 第二百一十條ノ二第一項ノ規定ニ違反シテ株式ノ消却ヲ為シタルトキ
  - 十六 株券、端株券、債券又ハ新株引受權證書ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ
  - 十七 第二百二十六條第二項又ハ第四百八十三條ノ規定ニ違反シテ株券ヲ發行シタルトキ



- 十六 第二百二十六条ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記載ヲ為サズ且株券ヲ寄託セザルトキ
- 十六ノ二 第二百三十二条ノ二第一項又八第四百三十条第二項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事項ヲ會議ノ目的ト為サザルトキ
- 十七 第二百三十四条ノ規定又八第二百三十七条ノ二第三項若八第二百九十四条第二項ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令ニ違反シテ株主總會ヲ召集セズ又八定款ニ定メタル地以外ノ地ニ於テ若八第二百三十三条ノ規定ニ違反シテ株主總會ヲ召集シタルトキ
- 十七ノ二 正当ノ事由ナクシテ株主總會又八創立總會ニ於テ株主又八株式引受人ノ求メタル事項ニ付説明ヲ為サザルトキ
- 十八 法律又八定款ニ定メタル取締役又八監査役ノ員数ヲ欠クニ至リタル場合ニ於テ其ノ選任手續ヲ為スコトヲ怠リタルトキ
- 十九 定款、株主名簿若八其ノ複本、端株原簿、社債原簿若八其ノ複本、議事録、財産目録、貸借対照表、營業報告書、事務報告書、損益計算書、利益ノ処分又八損失ノ処理ニ関スル議案、決算報告書、會計帳簿、第二百八十一条第一項若八第四百二十条第一項ノ附属明細書、監査報告書、第四百八条ノ二第一項第二号若八第四百十四条ノ二第一項ノ書面又八第四百四十三条ノ調査書ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又八不実ノ記載ヲ為シタルトキ
- 二十 第二百三十九条第五項、第二百四十四条第三項、第二百六十条ノ四第三項、第二百六十三条第一項、第二百八十二条第一項、第三百三十九条第三項、第三百五十四条第一項、第三百七十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム、第三百六十六条第一項、第四百八条ノ二第一項、第四百十四条ノ二第一項、第四百二十条第三項又八第四百三十条第二項ノ規定ニ違反シテ帳簿又八書類ヲ備置カザルトキ
- 二十ノ二 第二百六十四条第二項、第二百六十五条第三項又八第四百三十条第二項ノ規定ニ違反シテ取締役会又八清算人会ニ報告セズ又八不実ノ報告ヲ為シタルトキ
- 二十一 第二百八十八条、第二百八十八条ノ二又八第二百八十九条ノ規定ニ違反シテ準備金ヲ積立テズ又八之ヲ使用シタルトキ
- 二十二 第二百九十七条ノ規定ニ違反シテ社債ヲ募集シ又八第三百十四条第一項ノ規定ニ違反シテ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定メザリシトキ
- 二十三 第三百六条第一項又八第四百八十三条ノ規定ニ違反シテ債券ヲ発行シタルトキ
- 二十四 第三百八十六条、第四百三十二条、第四百三十七条又八第四百五十四条第一項ノ規定ニ依ル裁判所ノ財産保全ノ処分ニ違反シタルトキ
- 二十五 裁判所ノ選任シタル管理人又八清算人ニ事務ノ引渡ヲ為サザルトキ
- 二十六 清算ノ結了ヲ遅延セシムル目的ヲ以テ第一百七十七条第三項又八第四百二十一条第一項ノ期間ヲ不当ニ定メタルトキ
- 二十七 第四百二十三条又八第四百三十八条ノ規定ニ違反シテ債務ノ弁済ヲ為シタルトキ
- 二十八 第四百四十五条第一項又八第二項ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二十九 第四百八十四条第一項ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令ニ違反シタルトキ

(略)

国債二関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）（抄）

第二条（略）

国債ノ登録ハ債権者ノ請求ニ因リ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ証券ヲ発行セス

第三条 登録国債ヲ移転シ又ハ登録国債ヲ以テ質権ノ目的ト為シタルトキハ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ政府其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

信託法（大正十一年法律第六十二号）（抄）

第三条 登記又ハ登録スヘキ財産権ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登録ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

（略）

第九条 受託者ハ共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第三十一条 受託者力信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ受益者ハ相手方又ハ転得者ニ対シ其ノ処分ヲ取消スコトヲ得但シ信託ノ登記若ハ登録アリタルトキ又ハ登記若ハ登録スヘカラサル信託財産ニ付テハ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分力信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知りタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキニ限ル

第四十五条 第四十三条又ハ前条ノ規定ニ依リ任務終了シタル者ハ新受託者力信託事務ヲ処理スルコトヲ得ルニ至ル迄仍受託者ノ権利義務ヲ有ス

第四十六条 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ受託者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

第四十九条 受託者ノ任務終了ノ場合ニ於テハ利害關係人ハ新受託者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

（略）

第五十五条 受託者更迭ノ場合ニ於テハ信託事務ノ計算ヲ為シ受益者又ハ信託管理人ノ立会ヲ以テ事務ノ引継ヲ為スコトヲ要ス

受益者又ハ信託管理人力前項ノ計算ヲ承認シタルトキハ前受託者ノ其ノ受益者ニ対スル引継ニ関スル責任ハ之ニ因リテ解除セラレタルモノト看做ス但シ不正ノ行為アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七十一条 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）（抄）

第三条 社債ノ登録ハ社債権者ノ請求ニ依リテ之ヲ為ス

（略）

第五条 登録ヲ為シタル無記名社債ヲ移転シ若ハ之ヲ以テ担保権ノ目的ト為シ又ハ之ヲ信託財産ト為シタルトキハ其ノ登録ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ発行シタル会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

登録ヲ為シタル記名社債ヲ移転シ若ハ之ヲ以テ担保権ノ目的ト為シ又ハ之ヲ信託財産ト為シタルトキハ其ノ登録ヲ為シ且社債原簿ニ其ノ旨ノ記載ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ発行シタル会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十四条 本法ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券及命令ヲ以テ定ムル外国又ハ

外国法人ノ発行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス

金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務（以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

（略）

第十条 左ノ場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ役員、支配人、参事、信託業務ニ係ル代理店（代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他ノ法人ノ代表者）又ハ清算人ヲ百万円以下ノ過料ニ処ス

一 第四条ニ於テ準用スル信託業法第七条ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第四条ニ於テ準用スル信託業法第九条ノ規定又ハ同法同条ニ基ク命令ニ違反シテ信託ニ付補填又ハ補足ノ契約ヲ為シタルトキ

三 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十条ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ固有財産ト為シタルトキ

四 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十八条ノ規定ニ依ル内閣総理大臣ノ命令（信託業務ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ信託業務ノ停止ノ命令ヲ除ク）ニ違反シタルトキ

五 第五条ノ認可ヲ受ケズシテ信託業務ノ種類若ハ方法ヲ変更シ又ハ同条ノ代理店ヲ設置シ若ハ廃止シタルトキ

六 信託法第二十八条ノ規定ニ依リテ為スベキ信託財産ノ管理ヲ為サザルトキ

七 信託法第三十九条ニ規定スル事務ノ処理若ハ計算ヲ為サズ又ハ財産目録ヲ作成セザルトキ

八 正当ノ理由ナクシテ信託法第四十条ノ規定ニ依ル閲覧ヲ拒ミ又ハ説明ヲ為サザルトキ

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

2 } 8 （略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 （略）

10 } 17 （略）

農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百二十二号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 （略）

二 組合員の貯金又は定期積金の受入  
三 十二 (略)

〽<sup>(29)</sup> (略)

第十条の二 前条第一項第二号の事業を行う組合の出資(第十三条の二第二項の回轉出資金を除く。次項において同じ。)の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなければならない。

前項の政令で定める額は、農業協同組合の出資の総額にあつては一億円(組合員(第十六条第一項ただし書に規定する組合員を除く。)の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する農業協同組合の出資の総額にあつては千万円)、農業協同組合連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

第五十一条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一(第十条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、五分の一)以上を準備金として積み立てなければならない。

前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一(第十条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、出資総額)を下つてはならない。

第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

出資組合は、第十条第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

第五十二条 出資組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 出資総額

二 前条第一項の準備金の額

三 四 (略)

五 第五十条の四において準用する商法第二百八十六条ノ二及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が第二号及び第三号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

六 (略)

(略)

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(抄)

第七十九条の五十七 (略)

二・三 (略)

4 基金は、前条第一項の支払をしたときは、その支払をした金額に応じ、政令で定めるところにより、当該支払に係る補償対象債権を取得する。

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一（略）

二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

三（十二）（略）

2 9（略）

（出資の総額の最低限度）

第十一条の二 前条第一項第二号の事業を行う組合の出資（第十九条の二第二項の回転出資金を除く。）の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める額は、二千万円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）を下回つてはならない。

（準備金及び繰越金）

第五十五条 組合（非出資組合であつて、第十一条第一項第三号から第五号までの事業を行わないものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（同項第二号の事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一（第十一条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

4 組合は、第十一条第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（剰余金の配当）

第五十六条 組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 出資総額

二 前条第一項の準備金の額

三（四）（略）

五 第五十四条の四において準用する商法第二百八十六条ノ二及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が第二号及び第三号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額

六（略）

2（略）

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

三 十三 (略)

2 11 (略)

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十一条の二から第十五条の二まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、同条第二項中「二十万円(組合員(第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。))の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円」とあるのは「一億円」と、第十一条の三第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第四項及び第五項」と、第十一条の四中「第十一条第九項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所属員及び他の連合会の所属員」と、第十一条の五第一項第二号中「子会社」と、「第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは「第八十七条第一項第五号」と、第十五条の二第一項中「第十一条第一項第六号」とあるのは「第八十七条第一項第六号」と、「組合員」とあるのは「所属員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十一条の三から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中「一人」とあるのは「一人(第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個)」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員(准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。))」と、「組合員(准組合員を除く。))」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者(准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。))」と、同条第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項並びに第五十八条の三第一項中「第一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、第三十四条第十項及び第十一項中「組合(政令で定める規模に達し

ない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の三第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会の行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第八十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「漁業協同組合連合会」と、第五十五条第一項中「第十一条第一項第三号から第五号まで」とあるのは「第八十七条第一項第三号から第五号まで」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」とあるのは「第八十七条第一項第十一号」と読み替えるものとする。

#### 4・5 (略)

(事業の種類)

第九十三条 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

三 十 (略)

#### 2 8 (略)

(準用規定)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の二から第十五条まで及び第十五条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二及び第十七条の三の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあり、並びに第十一条の三第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八、第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、第十一条の四中「第十一条第九項」とあるのは「第九十三条第八項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の三第一項及び第十五条の四から第十五条の六までの規定中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の二第一項第二号中「第十一条第一項第一号又は第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

#### 2 (略)

3 第三十二条から第五十八条の三までの規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十四条第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条

第二項、第五十八條の二第一項並びに第五十八條の三第一項中、「第十一條第一項第二号」とあるのは、「第九十三條第一項第二号」と、第四十七條中「漁業及び」とあるのは、「水産加工業及び」と、「漁業協同組合連合会」とあるのは、「水産加工業協同組合連合会」と、第四十八條第一項第五号及び第五十條第三号の二中、「第十一條第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは、「第九十三條第一項第三号、第五号若しくは第六号の二」と、第四十八條第四項中、「第十一條第一項第八号の二」とあるのは、「第九十三條第一項第六号の二」と、第五十四條の二第一項中、「第十一條第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第九十三條第一項第一号及び第二号」と、第五十四條の三第一項中、「第十一條第一項第八号の二」とあるのは、「第九十三條第一項第六号の二」と、第五十四條の四中「漁業協同組合」とあるのは、「水産加工業協同組合」と、第五十五條第一項中、「同項第二号」とあるのは、「第九十三條第四項の四中」と、同條第四項中、「第十一條第一項第十号」とあるのは、「第九十三條第一項第八号」と読み替えるものとする。

#### 4・5 (略)

(事業の種類)

第九十七條 水産加工業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 所屬員の貯金又は定期積金の受入れ

三 十一 (略)

#### 2 9 (略)

(準用規定)

第一百條 第九十七條に規定するもののほか、第十一條の二から第十五條まで、第十六條並びに第八十七條の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七條の三及び第八十七條の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一條の二第一項中「前條第一項第二号」とあるのは、「第九十七條第一項第二号」と、同條第二項中「二十万円(組合員(第二十一條第一項ただし書に規定する組合員を除く。)の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千円)」とあるのは、「一億円」と、第十一條の三第一項、第十一條の五第一項、第十一條の六第一項、第十一條の七第一項及び第十一條の八中「第十一條第一項第二号」とあるのは、「第九十七條第一項第二号」と、第十一條の三第二項中「第十一條第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第九十七條第一項第一号及び第二号」と、第十一條の四中「第十一條第九項」とあるのは、「第九十七條第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは、「所屬員」と、第十一條の五第一項第二号中「子会社(第十七條の二第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。）」とあるのは、「子会社」と、第十二條第一項中「第十一條第一項第五号」とあるのは、「第九十七條第一項第五号」と、第十六條第一項中「第十一條第一項第十一号」とあるのは、「第九十七條第一項第十号」と、第十八條の二第二項中「前條第一項第八号に規定する会員の監査又は同條第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは、「第九十七條第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七條の三第一項並びに第二項第一号及び第四号並びに第八十七條の四第一項中「第八十七條第一項第二号」とあるのは、「第九十七條第一項第二号」と、第八十七條の三第一項中「第九十二條第一項」とあるのは、「第九十二條第一項」と、第九十二條第三項とあるのは、「第九十二條第三項」と、同條第二項第二号中「第八十七條第一項第一号若しくは第二号」とあるのは、「第九十七條第一項第一号若しくは第二号」と、同條第三項及び第六項第一号中「第九十二條第五項」とあるのは、「第一百條



第五項「読み替えるものとする。」

2 (略)

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十一条の三から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中「一人」とあるのは「一人(第九十八条の二第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個)」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員(准組合員及びこれを構成する者を除く。)」と、「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者(准組合員及びこれを構成する者を除く。)」と、同条第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第三十四条第十項及び第十一項中「組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)」とあるのは「連合会」と、同条第十項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「組合員たる法人」と、第四十一条の三第一項中「組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)」とあるのは「連合会」と、第四十七條中「(当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会が行う事業を除く。）」とあるのは「(当該連合会の所属員の営む水産加工業並びに当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会が行う事業を除く。)」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第九十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項中「事項」とあるのは「事項若しくは第百条第五項において準用する第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合」と、第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」とあるのは「第九十七条第一項第九号」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

#### 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)(抄)

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行後」

(協同組合連合会)

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 九 (略)

2 7 (略)

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

「中央省庁等改革関係法施行法の施行後（平成十三年一月六日）」

（商法の準用）

第三十二条 組合の設立については、商法第四百二十八条（監査役に係る部分を除く。）（株式会社の設定の無効）の規定を準用する。

（役員）

第三十五条 （略）

2 （略）

3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4、12 （略）

（理事の責任）

第三十八条の二 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2、5 （略）

（役員の変更）

第四十一条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき総会

において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2、5 （略）

（商法等の準用）

第四十二条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴え）の規定を、理事については、民法第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ三（取締役の業務）、第二百六十一条、第二百六十二条（会社代表）及び第二百七十二條（株主の差止請求権）の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の理事については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）の規定を、監事については、第三十八条の二及び商法第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の監事については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）の規定を、理事会については、商法第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）（取締役会の招集）、第二百六十條ノ二第二項及び第三項（特別利害関係人の議決権）並びに第二百六十條ノ四第一項及び第二項（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、第三十八条の二第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項及び第五項」とあるのは「商法第二百六十六條第五項」と、商法第二百六十條ノ二第二項中「前項」とあるのは「理事会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六條の三第一項」と、同法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と読み替えるものとする。

(総会招集の手続)

第四十九条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定められた方法に従つてしなければならない。

(特別の議決)

第五十三条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

四 事業の全部の譲渡

五 組合員の出資口数に係る限度の特例

(商法の準用)

第五十四条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項及び第二項(株主総会の議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(株主総会の決議の取消又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「中小企業等協同組合法第四十九条」と読み替えるものとする。

(総代会)

第五十五条 (略)

2、5 (略)

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十一条第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

7 (略)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(監査役に係る部分を除く。)(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。

(信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け)

第五十七条の三 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会(以下この条において「信用協同組合等」という。)は、総会の議決を経て、その事業の全部又は一部を銀行、他の信用協同組合等、信用金庫又は労働金庫(信用金庫又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。)に譲り渡すことができる。

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条第三項の規定を準用する。

5 (略)

(商法等の準用)

第六十六条 組合(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。)の合併については、商法第四百条から第六十六条まで及び第八十条から第一百一十一条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の合併については、商法第四百十五条(株式会社の合併の無効)及び非訟事件手続法第三百三十五条ノ八の規定を準用する。

第一百五十五条 次の場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

二の二 第九条の二第三項(第九条の九第四項において準用する場合を含む。)又は第九条の七の二第二項の規定に違反したとき。

二の三 第九条の八第三項(第九条の九第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

二の四 第九条の八第四項(第九条の九第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

二の五 第九条の九第二項又は第三項の規定に違反したとき。

三 第十四条又は第七十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四 第十九条第二項(第八十条第三項において準用する場合を含む。)、第四十一条第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。

五 第二十七条第六項、第五十四条、第八十二条第二項若しくは第八十二条の十第四項において準用する商法第二百四十四条第一項若しくは第二項、第四十二条若しくは第六十九条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項、第六十九条において準用する商法第四百十九條又は第八十二条の十五の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一条、第三十五条の二(第八十二条の八において準用する場合を含む。)、第六十二条第二項又は第八十二条の十三第二項の規定に違反したとき。

六の二 第三十五条第六項(第八十二条の八において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

七 第三十七条第一項(第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八において準用する場合を含む。)、又は第二項(第六十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

八 第三十九条又は第四十条(以上の各規定を第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八の二 第四十条の二(第六十九条において準用する場合を含む。)、又は第四十二条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

九 第四十二条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項又は第六十九条において準用する商法第四百九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十 第四十六条又第八十二条の十第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十六条第二項（第五十七条の二の二第四項又は第六十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第八十二条の十八において準用する民法第七十九条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十二 第五十六条若しくは第五十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十七条の二の二第四項若しくは第六十三条第二項において準用する第五十六条若しくは第五十七条第二項の規定に違反して責任共済等の事業の全部若しくは一部の譲渡、責任共済等の事業に係る財産の移転、組合の合併をしたとき。

十三 第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条の規定に違反したとき。

十四 第六十一条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十五 第六十九条において準用する商法第三百十一条又は第八十二条の十六の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十六 第六十九条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第六十九条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十八 第二百五条の二の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十九 第二百五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

#### 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）（抄）

（保全処分）

第三十九条 裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害関係人の申立により又は職権で、会社の業務及び財産に関し仮差押、仮処分その他必要な保全処分を命ずることができる。保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分についても、また同様である。

2、6（略）

（数人の管財人の職務執行）

第九十七条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。但し、裁判所の許可を得て職務を分掌することができる。

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。  
（管財人代理）

第九十八条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管財人代理を選任することができる。

2 前項の管財人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならぬ。

（管財人の注意義務）

第九十八条の四 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2 管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。  
(更生債権の弁済の禁止)

第百十二条 更生債権については、更生手続によらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。ただし、次条第一項及び第四項に掲げる請求権については、管財人が裁判所の許可を得て弁済をする場合、第百二十二条第一項に掲げる請求権については、その滞納処分若しくは担保物件の処分又はその続行が許される場合、滞納処分による差押を受けた会社の債権(差押の効力の及ぶ債権を含む。)につき当該滞納処分中止中に第三債務者が徴収の権限を有する者に任意に給付をする場合、徴収の権限を有する者が還付金又は過誤納金をもつて充当をする場合及び管財人が裁判所の許可を得て弁済をする場合は、この限りでない。

(管財人等の報酬等)

第百八十五条 調査委員、保全管理人、監督員及び管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。法律顧問、保全管理人代理及び管財人代理も、また同様である。

2 前項に定める報酬の額は、その職務と責任にふさわしいものでなければならない。

長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)(抄)

(債券の発行)

第八条 長期信用銀行は、資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

(銀行法の準用)

第十三条の二(略)

2 前項に規定する子会社とは、会社がその発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 9 (略)

(銀行法の準用)

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第四条まで(目的、定義等、営業の免許)、第五条第一項及び第二項(資本の額)、第六条第一項及び第二項(商号)、第十条から第十二条まで(業務の範囲)、第十六条の二(銀行の子会社の範囲等)、第三十一条(合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)、第三十三条(合併の場合の債権者の異議の催告)、第三十七条第二項(廃業及び解散等の認可)、第四十三条(他業会社への転移等)、第七章(外国銀行支店)、第五十二条の二、第五十二条の三第一項(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)、第五十四条(認可等の条件)、第五十五条(認可の失効)、第五十六条第四号(内閣総理大臣の告示)、第五十八条から第六十条まで(内閣府令への委任、権限の委任、経過措置)、第九

章（罰則）並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、代理人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条の二又は銀行法第五十二条の五第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

二 第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定若しくは銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条若しくは第五十三条第一項若しくは第三項の規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

三 第十三条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき又は第十六条の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

四 第十三条の二第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずに同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第八項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずに同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき。

五 第十六条の二第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第十六条の四第三項の規定による財務大臣の認可を受けずに同項に規定する長期信用銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による財務大臣の認可を受けずに同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する長期信用銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき。

七 第十九条第一項の規定により付した条件（第十三条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第八条、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項若しくは第五十二条の十九第一項若しくは第二項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

八 銀行法第五条第三項、第六条第三項又は第八条の規定による内閣総理大臣の認可を受けずにこれらの規定に規定する行為をしたとき。

九 銀行法第七条第一項又は第五十二条の四第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

十 銀行法第十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の八第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

十一 銀行法第十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二条の八第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。  
十二 銀行法第十八条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたとき。

十三 銀行法第二十六条第一項若しくは第五十二条の十七第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは銀行法第二十九条若しくは第五十二条の十七第一項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 銀行法第三十四条第四項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して営業又は事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

#### 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）（抄）

（受託者による受益証券の取得）

第十一条 受託者は、第六条第四項の規定による場合を除く外、受益証券が発行の日から一年以上を経過している場合に限り、その固有財産をもつて時価により当該受益証券を買い取ることができる。この場合においては、信託法第九条（受託者の利益享受の制限）の規定は、適用しない。

#### 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（抄）

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。）において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。）の預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条及び次条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。）を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者（所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。）が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第二項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合  
一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との



合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（第五項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。）を超えない場合、その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合（その合同運用信託が無記名の受益証券に係る貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて政令で定めるところにより保管の委託をしている場合に限る。）その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の終了の日までの期間を通じて購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。）政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

#### 四（略）

#### 2、9（略）

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。）の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申込書」という。）を、前条第一項に規定する賃金の支払者（所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。）が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第二項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を経由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限る。当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（第五項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。）を超えない場合、その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、その有価証券の利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の途中において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

#### 四（略）

2  
10（略）

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人（次項第一号二に掲げる行為をした場合には、同号二の被合併法人を含む。）に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条、第一百五十五条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。

イ 土地（国内にあるものに限る。以下この号において同じ。）又は土地の上に存する権利（以下この節において「土地等」という。）の譲渡（地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（次項において「賃借権の設定等」という。）及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。）

ロ その有する資産が主として土地等である法人（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社であつて、第六十七条の十四第一項第一号ロ(1)に掲げるもの又は同号ロ(2)若しくは(3)に掲げるもの（法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものを除く。）の発行する株式（出資を含む。）の譲渡で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

ハ 法人の組織の変更に伴う資産の評価換えによる帳簿価額の増額で、土地等に係るもの

ニ 合併法人が、合併により被合併法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等を受け入れた場合において、当該土地等につき合併直前における帳簿価額を超える帳簿価額を付する行為（その超える部分の金額につき、当該被合併法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等に合併法人の株式、金銭その他の資産の交付をする行為を含む。）

ホ 清算中の法人の残余財産のうち土地等がある場合における当該残余財産の確定

二 譲渡利益金額 当該土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

3 13 (略)

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人（前条第二項第一号ニに掲げる行為をした場合には、同条の被合併法人を含む。）に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条、第一百五十五条及び第四百三十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期所有に係る土地の譲渡等 前条第二項第一号に規定する土地の譲渡等のうち、当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等（他の者から取得をしたものに限る。）で所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以下であるもの（当該土地等の譲渡をした日において取得をしたものを含む。）の譲渡その他これに準ずるものとして政令で定める行為をいう。

二 譲渡利益金額 当該短期所有に係る土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該短期所有に係る土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

3 7 (略)

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（内国法人に係る所得税の課税標準）

第一百七十四条 内国法人に対して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額（第十一号に掲げる賞金については、その額から政令で定める金額を控除した残額）とする。

一・二（略）

三 定期積金に係る契約に基づく給付補てん金（当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金銭の額から当該契約に基づき払い込んだ掛金の額の合計額を控除した残額に相当する部分をいう。）

四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項（定義等）の契約に基づく給付補てん金（当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金銭の額から当該契約に基づき払い込むべき掛金の額として政令で定めるものの合計額を控除した残額に相当する部分をいう。）

五（十一（略））

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）

（合併契約書の承認）

第七条（略）

2 商法第四百十三条ノ三第一項及び第二項（簡易な合併手続の要件）の規定は、前項の合併による存続金融機関が銀行である場合における当該存続金融機関たる銀行について準用する。この場合において、同条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号以下「合併転換法」と謂フ）第七条第一項」と、同条第二項中「第四百九条ノ二」とあるのは「合併転換法第九条第一項」と読み替えるものとする。

3 合併を行う銀行（前項において準用する商法第四百十三条ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により第一項の承認を得ないで合併を行う銀行を除く。）における第一項の承認の決議（以下「合併決議」という。）については、次に定めるところによる。

一 存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、商法第四百八条第三項から第五項まで（合併契約書の承認）の規定を準用する。

二 存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫であるときは、商法第三百四十八条第一項（株式の譲渡を制限する定款変更の決議方法）の決議の場合の例による。

4（略）

5 この法律及び商法の株主総会に関する規定は、前項の特定株主総会について準用する。この場合において、当該特定株主総会の決議については、第三項第二号の規定を準用する。

6 合併を行う協同組織金融機関における合併決議については、それぞれ信用金庫法第四十八条、労働金庫法第五十三条又は中小企業等協同組合法第五十三条（特別の決議）の規定を準用する。

第十二条の二 銀行を存続金融機関とする合併において当該存続金融機関たる銀行が第七条第二項において準用する商法第四百十三条

ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により第七条第一項の承認を得ないで合併を行う場合には、当該銀行については、同法第四百十三条ノ三第三項から第九項まで（簡易な合併手続の場合における株式買取請求等）の規定を準用する。この場合において、同項中「第四百十二条第一項」とあるのは、「合併転換法第十一条第一項」と、「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日」とあるのは、「合併決議の日」と読み替えるものとする。

2（略）

（債券の発行の特例）

第十七条の二 普通銀行と長期信用銀行とが合併を行う場合において、存続金融機関又は新設金融機関が普通銀行であるときは、当該普通銀行は、内閣総理大臣の認可を受けて、当分の間、当該長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金（長期信用銀行法第八条（債券の発行）に規定する準備金をいう。）の合計金額に三十倍を超えない範囲内において内閣府令で定める倍数を乗じて得た金額を限度として、債券を発行することができる。

2（略）

（合併に関する規定の準用）

第二十四条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合について準用する。

一 六（略）

七 第十七条の二第一項及び第二項 長期信用銀行が普通銀行に転換を行う場合  
2（略）

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「貯金等」とは、貯金及び定期積金をいう。

3 6（略）

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条（略）

2 7（略）

8 この法律において「子会社」とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

9 11（略）

(休日及び営業時間)

第十五条 銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 (略)

(営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等)

第三十四条 銀行を当事者とする営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の全部の譲受けについては株主総会の決議がされたときは、当該銀行は、当該決議の日から二週間以内に、当該決議の要旨及び当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けを承認したものとみなす。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該銀行は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む他の銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十五条 銀行を当事者とする営業の一部の譲渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の一部の譲受けについては株主総会又は取締役会の決議がされたときは、当該銀行は、当該決議の日から二週間以内に、当該決議の要旨及び当該営業の一部の譲渡若しくは譲受け又は事業の一部の譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定によりされた公告及び催告に係る債権者の異議について準用する。

(財務大臣への協議)

第五十七条の二 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の十八第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第二十七条又は第二十八条の規定による第四条第一項の免許の取消し

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした銀行(銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合における当該銀行であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、代理人(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者)若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行持株会社(銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。)(の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。)(の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の

過料に処する。

- 一 第五条第三項、第六条第三項又は第八条の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。
- 二 第七条第一項又は第五十二条の四第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。
- 三 第十二条又は第五十二条の五第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。
- 四 第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項若しくは第五十三条第一項若しくは第三項の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。
- 五 第十六条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第十六条の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき又は第五十二条の七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十二条の八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。
- 六 第十六条の二第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき。
- 七 第十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の八第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。
- 八 第十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二条の八第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。
- 九 第十八条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたとき。
- 十 第二十六条第一項若しくは第五十二条の十七第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは第二十九条若しくは第五十二条の十七第一項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。
- 十一 第三十四条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して営業又は事業の譲渡又は譲受けをしたとき。
- 十二 第四十八条第一項の規定による資料の提出をせず、又は当該資料に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして当該資料の提出をしたとき。
- 十三 第四十八条第二項若しくは第五十二条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 十四 第五十二条の二第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 十五 第五十二条の七第三項の規定による財務大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による財務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき。
- 十六 第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条、第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第五十二条の七第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、又は第五十二条の十九第一項若しくは第二項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）（抄）

（機構の業務の特例）

第三条 機構は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 （略）
  - 二 前号の規定により出資して設立された株式会社（以下「債権処理会社」という。）に対し第七条各項、第八条若しくは第十条の規定による助成金の交付を行い、又は債権処理会社が行う資金の借入れに係る第十一条の規定による債務の保証を行うこと。
  - 三 八 （略）
- 2 （略）

民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（準禁治産者及び法定代理人の訴訟行為の特例）

第三十二条 （略）

2 準禁治産者又は法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。

- 一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退
- 二 控訴、上告又は第三百十八条第一項の申立ての取下げ
- 三 （略）

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第一百七号）（抄）

附則

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第六十八号 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項中「、長期信用銀行又は外国為替銀行」を「又は長期信用銀行」に改める。

第三条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同条第二項第一号中「から第三号まで及び第七号から第九号まで」を「及び第四号から第六号まで」に改め、同項第二号中「前項第四号から第六号まで」を「前項第二号及び第三号」に改める。

第四条第一号中「又は外国為替銀行」を削る。

第六条第五項中「、外国為替銀行法第四条第一項」を削る。

第七条第一項中「第三条第一項第四号から第九号まで」を第三条第一項第二号から第六号までに、「及び第十七条から第十七条



の三まで」を、「第十七条及び第十七条の二」に改める。

第十条の二中「第三条第一項第一号から第三号まで」を「第三条第一項第一号」に改める。

第十四条第三項中「第三条第一項第七号から第九号まで」を「第三条第一項第四号から第六号まで」に改める。

第十七条の二第一項中「又は外国為替銀行」を削り、「次の各号に掲げる消滅金融機関の種類に応じ、当該各号に定める」を「当該長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金（長期信用銀行法第八条（債券の発行）に規定する準備金をいう。）の合計金額に三十倍を超えない範囲内において内閣府令で定める倍数を乗じて得た」に改め、同項各号及び同条第三項を削る。

第十七条の三を削る。

第二十四条第一項第七号中「又は外国為替銀行」を削り、同条第二項中「第三条第一項第七号から第九号まで」を「第三条第一項第四号から第六号まで」に改める。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十九條 前條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七條の二の規定は、施行日前に同條に規定する外  
國為替銀行と合併した同條に規定する普通銀行については、なおその効力を有する。

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（略）

二 再生債務者等 管財人が選任されていない場合にあつては再生債務者、管財人が選任されている場合にあつては管財人をいう。

三・四（略）

（不服申立て）

第九條 再生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

（公告等）

第十條 この法律の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

2 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

3 6（略）

（事件に関する文書の閲覧等）

第十七條 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 4（略）

(疎明)

第二十三条 再生手続開始の申立てをするときは、再生手続開始の原因たる事実を疎明しなければならない。

2 (略)

(他の手続の中止命令等)

第二十六条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続については、その手続の申立人である再生債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一 再生債務者についての破産手続、整理手続又は特別清算手続

二 再生債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は再生債権を被担保債権とする留置権(商法の規定によるものを除く。

による競売(次条、第二十九条及び第三十九条において「再生債権に基づく強制執行等」という。)の手続で、再生債務者の財産に対して既にされているもの

三 再生債務者の財産関係の訴訟手続

四 再生債務者の財産関係の事件で行政庁に係属しているもの手続

2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者(保全管理人が選任されている場合)においては、保全管理人)の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。

4 6 (略)

(再生債権に基づく強制執行等の包括的禁止命令)

第二十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項の規定による中止の命令によつては再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての再生債権者に対し、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、再生債務者の主要な財産に関し第三十条第一項の規定による保全処分をした場合又は第五十四条第一項の規定若しくは第七十九条第一項の規定による処分をした場合に限る。

2 (略)

3 裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者(保全管理人が選任されている場合)においては、保全管理人)の申立てにより、担保を立てさせて、第二項の規定により中止した再生債権に基づく強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。

5 7 (略)

(包括的禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十八条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、かつ、その決定書を再生

債務者（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人。次項において同じ。）及び申立人に、その決定の主文を記載した書面を知れている再生債権者及び再生債務者（保全管理人が選任されている場合に限る。）に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、決定書の送達については、第十条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

2・3（略）

（包括的禁止命令の解除）

第二十九条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、再生債権に基づく強制執行等の申立人である再生債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該再生債権者の申立てにより、当該再生債権者に対しては包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合には、当該再生債権者は、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等を行うことができ、包括的禁止命令が発せられる前に当該再生債権者がした再生債権に基づく強制執行等の手続は、続行する。

2・5（略）

（仮差押え、仮処分その他の保全処分）

第三十条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3・6（略）

（担保権の実行としての競売手続の中止命令）

第三十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産の上に存する担保権の実行としての競売の手続の中止を命ずることができる。ただし、その担保権によつて担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。

2・6（略）

（開始と同時に定めるべき事項）

第三十四条 裁判所は、再生手続開始の決定と同時に、再生債権の届出をすべき期間及び再生債権の調査をするための期間を定めなければならない。

（開始の公告等）

第三十五条 裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文及び前条の規定により定めた期間を公告しなければならない。

2 再生債務者及び知れている再生債権者には、前項に規定する事項を記載した書面を送達しなければならない。第五十四条第一項、第六十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による処分がされた場合における監督委員、管財人又は保全管理人についても、同様とする。

3 前二項の規定は、前条の規定により定めた期間に変更を生じた場合について準用する。ただし、再生債権の調査をするための期間

の変更については、公告することを要しない。

(抗告)

第三十六条 再生手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第二十六条から第三十条までの規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があった場合について準用する。

(開始決定の取消し)

第三十七条 再生手続開始の決定をした裁判所は、これを取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、第三十五条第二項に規定する者にその主文を記載した書面を送達しなければならない。

(営業の譲渡に関する株主総会の決議に代わる許可)

第四十三条 再生手続開始後において、株式会社である再生債務者がその財産をもつて債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の営業の全部又は重要な一部の譲渡について商法第二百四十五条第一項に規定する株主総会の決議に代わる許可を与えることができる。ただし、当該営業の全部又は重要な一部の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限る。

2 前項の許可(以下この条において「代替許可」という。)の決定があった場合には、その決定書を再生債務者等に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。

3 代替許可の決定は、前項の規定による再生債務者等に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

4 第二項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載された住所又は株主が再生債務者に通知した住所にあてて、書類を通常取扱いによる郵便に付してすることができる。

5 前項の規定により書類を郵便に付して発送した場合には、その郵便物が通常到達すべきであった時に、送達があったものとみなす。

6 代替許可の決定に対しては、株主は、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(管理命令)

第六十四条 裁判所は、再生債務者(法人である場合に限る。以下この項において同じ。)の財産の管理又は処分が失当であるときその他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続の開始の決定と同時に又はその決定後、再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2・3 (略)

4 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5・6 (略)

(保全管理命令)

第七十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債務者(法人である場合に限る。以下この節において同じ。)の財産の管理又は処分が失当であるときその他再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の

申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。この場合においては、第六十四条第三項の規定を準用する。

2 (略)

3 前二項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があった場合について準用する。

4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5・6 (略)

(再生債権の弁済の禁止)

第八十五条 再生債権については、再生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。

2・5 (略)

(届出)

第九十四条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間(以下「債権届出期間」という。)内に、各債権について、その内容及び原因、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

2 (略)

(届出の追完等)

第九十五条 再生債権者がその責めに帰することができない事由によって債権届出期間内に届出をすることができなかった場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出の追完をすることができる。

2・4 (略)

5 第一項、第二項及び前項の規定は、再生債権者が、その責めに帰することができない事由によって、届け出た事項について他の再生債権者の利益を害すべき変更を加える場合について準用する。

(届出名義の変更)

第九十六条 届出をした再生債権を取得した者は、債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。第百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を取得した者についても、同様とする。

(再生債権者表の作成)

第九十九条 (略)

2 前項の再生債権者表には、各債権について、その内容及び原因、議決権の額、第九十四条第二項に規定する債権の額その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

(一般調査期間における調査)

第二百二条 届出をした再生債権者(以下「届出再生債権者」という。)は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する再生債権の内容若しくは議決権又は同条第三項の規定により認否書に記載された再生債権の内容について、書面で、

異議を述べることができる。

2) 5 (略)

(特別調査期間における調査)

第百三条 裁判所は、第九十五条の規定による届出又は届出事項の変更があった再生債権について、その調査をするための期間(以下「特別調査期間」という。)を定めなければならない。ただし、再生債務者等が第百一条第二項の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載している場合は、この限りでない。

2) 5 (略)

(債権者委員会)

第百十八条 裁判所は、再生債権者をもって構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、再生手続に関与することを承認することができる。ただし、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限る。

- 一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。
- 二 再生債権者の過半数が当該委員会が再生手続に関与することについて同意していると認められること。
- 三 当該委員会が再生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

2) 4 (略)

(相手方の債権の回復)

第百三十三条 再生債務者の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによって原状に復する。

(債権者集会における再生計画案の決議)

第百七十一条 再生計画案の提出があったときは、裁判所は、次条の規定により書面による決議に付する場合及び第百九十一条第二号の規定により再生手続を廃止する場合を除き、その再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する。

2) 7 (略)

(書面による決議)

第百七十二条 裁判所は、再生計画案の提出がされた場合において、相当と認めるときは、再生計画案を書面による決議に付する旨の決定をすることができる。

2 前項の決定をした場合には、その旨を公告し、かつ、第百十五条第一項に規定する者に対して、再生計画案を記載した書面を送達するとともに、議決権者に対しては、再生計画案に同意するかどうかを裁判所が定める期間(以下この条において「回答期間」という。)内に書面で回答すべき旨を記載した書面をも送達しなければならない。この場合においては、第百二条第四項及び第五項の規定を準用する。

3) 5 (略)

(再生計画の変更)

第百八十七条 (略)

2 前項の規定により再生債権者に不利な影響を及ぼすものと認められる再生計画の変更の申立てがあつた場合には、再生計画案の提出があつた場合の手續に関する規定を準用する。ただし、再生計画の変更によつて不利な影響を受けない再生債権者は、手續に参加させることを要せず、また、変更計画案について決議をするための債権者集会が招集された場合において、従前の再生計画に賛成し、又は同意した者が出席しなかつたときは、当該者はこれに出席して変更計画案に賛成したものとみなし、変更計画案について書面による決議に付する旨の決定があつた場合において、当該者が変更計画案に同意するかどうかを書面で回答しなかつたときは、当該者は変更計画案に同意したものとみなす。

3 (略)

(簡易再生の決定)

第二百条 裁判所は、債権届出期間の経過後一般調査期間の開始前において、再生債務者等の申立てがあつたときは、簡易再生の決定(再生債権の調査及び確定の手續を経ない旨の決定をいう。以下同じ。)をする。この場合において、再生債務者等の申立ては、届出再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の五分の三以上に当たる債権を有する届出再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生計画案について同意し、かつ、第四章第三節に定める再生債権の調査及び確定の手續を経ないことについて同意している場合に限り、することができる。

2・3 (略)

(簡易再生の決定の効力等)

第二百一条 (略)

2 裁判所は、簡易再生の決定と同時に、前条第一項後段の再生計画案について決議をするための債権者集会を招集しなければならぬ。

3・4 (略)

(同意再生の決定)

第二百六条 裁判所は、債権届出期間の経過後一般調査期間の開始前において、再生債務者等の申立てがあつたときは、同意再生の決定(再生債権の調査及び確定の手續並びに再生債務者等が提出した再生計画案の決議を経ない旨の決定をいう。以下同じ。)をする。この場合において、再生債務者等の申立ては、すべての届出再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生計画案について同意し、かつ、第四章第三節に定める再生債権の調査及び確定の手續を経ないことについて同意している場合に限り、することができる。

2・4 (略)